

民法総則

<p>1</p>	<p>昭和 56 年第 21 問 胎児（のちに死体で生まれた場合を除く。）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。          (1) 胎児は、他人の養子となることができない。          (2) 父は、母の承諾を得れば、胎児を認知することができる。          (3) 胎児の父母が協議上の離婚をするときは、いずれか一方を出生後の親権者と定めなければならない。          (4) 胎児は、遺贈を受けることができる。          (5) 胎児は、死亡した父を代襲して相続をすることができる。</p>	
<p>2</p>	<p>平成 5 年第 1 問 外国人又は外国法人に関する次の記述中、誤っているものはどれか。          (1) 外国人は、法令又は条約に禁止又は制限が規定されている場合を除き、我が国においても権利能力を有する。          (2) 外国人の権利能力が制限される場合には、外国人は、信託法上の受益者として、その権利を有すると同一の利益を享受することができない。          (3) 国、国の行政区画、商事会社又は法律若しくは条約により認許されたもの以外の外国法人は、我が国においては、法人格が認められない。          (4) 外国法人は、我が国において事務所設置の登記をするまでは、他人はその法人の成立を否認することができる。          (5) 我が国において認許された外国法人は、外国人が享有することができない権利であっても取得することができる。</p>	
<p>3</p>	<p>平成 6 年第 3 問 法人に関する次の記述中、判例の趣旨に照らし、正しいものはどれか。          (1) 法人が定款で理事の代表権を制限しているにもかかわらず、理事が代表権の範囲外の取引をした場合には、相手方がその代表権の制限があることを知らなかったときであっても、法人は、その取引における意思表示を取り消すことができる。          (2) 法人の代表者が選任した代理人が法人のために動産を買い受けたところ、売主が無権利者であった場合において、法人の代表者に過失があるときは、代理人が善意・無過失であっても、即時取得は成立しない。          (3) 法人の代表者が選任した代理人が委任事務につき他人に損害を与えた場合において、その代理人に故意又は過失があったときには、法人は、民法第 44 条（一般法人法 78,197 条）の規定に基づく賠償責任を負う。          (4) 法人の被用者がその事業の執行につき他人に損害を与えた場合には、法人の代表者は、その被用者の選任・監督を担当していなかったとしても、「使用者に代わって事業を監督する者」として、民法第 715 条第 2 項の規定に基づく賠償責任を負う。          (5) 法人の被用者がした取引行為が、その行為の外形から見て法人の事業の範囲内に属するものと認められるとしても、その行為が被用者の職務権限内において行われたものではなく、かつ、相手方が重大な過失によってこれを知らずに取引をしたときは、法人は、その取引によって相手方が受けた損害につき、民法第 715 条第 1 項の規定に基づく賠償責任を負わない。</p>	
<p>4</p>	<p>平成 8 第 1 問 社団法人の機関に関する次のアから力までの記述のうち、正しいものはいくつあるか。          ア 理事は、その権限を他人に委任することができない。          イ 監事は、法人の財産の状況を監査することができるが、理事の業務執行の状況を監査することはできない。</p>	

	<p>ウ 理事が重病で入院したことによりその職務を行うことができないときは、主務官庁は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任することができる。</p> <p>エ 法人と理事の利益が相反する事項については、監事が法人を代表する。</p> <p>オ 法人の債権者は、監事の監査報告書の閲覧を求めることができる。</p> <p>カ 監事は、理事の業務執行に不正の事実があることを総会に報告するために必要があるときは、総会を招集することができる。</p> <p>1 1個          2 2個          3 3個          4 4個          5 5個</p>	
5	<p>平成9年第1問</p> <p>成年被後見人・被保佐人に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>1 成年被後見人は、後見人の同意を得てした行為も取り消すことができるが、被保佐人は保佐人の同意を得てした行為を取り消すことができない。</p> <p>2 成年被後見人が後見人と利益の相反する行為をしたときは、後見人は、その行為を取り消すことができるが、被保佐人が保佐人と利益の相反する行為をしたときでも、保佐人は、その行為を取り消すことができない。</p> <p>3 他人の任意代理人として代理行為をするためには、成年被後見人は、後見人の同意を得ることが必要であるが、被保佐人は、保佐人の同意を得ることを要しない。</p> <p>4 成年被後見人又は被保佐人が相手方に能力者である旨誤信させるため詐術を用いた場合、後見人は、成年被後見人の行為を取り消すことができるが、保佐人は、被保佐人の行為を取り消すことができない。</p> <p>5 成年被後見人は、後見人が追認した行為も取り消すことができるが、被保佐人は、保佐人が追認した行為を取り消すことができない。</p>	
6	<p>平成15年第4問</p> <p>後見、保佐及び補助に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。</p> <p>ア 後見開始の審判及び補助開始の審判は、いずれも本人が請求をすることができる。</p> <p>イ 成年被後見人がした行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為であっても、取り消すことができる。</p> <p>ウ 家庭裁判所は、保佐開始の審判において、保佐人の同意を得ることを要する法定の行為に関し、その一部について保佐人の同意を得ることを要しない旨を定めることができる。</p> <p>エ 保佐人の同意を得ることを要する行為につき、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないのに同意をしない場合には、被保佐人は、家庭裁判所に対し、保佐人の同意に代わる許可を求めることができる。</p> <p>オ 保佐人及び補助人は、いずれも、家庭裁判所の審判により、特定の法律行為についての代理権を付与されることがある。</p> <p>1 アエ          2 アオ          3 イウ          4 イオ          5 ウエ</p>	
7	<p>平成10年第1問</p> <p>法人の理事の行為に関する次の記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。</p> <p>1 理事が自己の利益を図るため代理権の範囲に属する法律行為を行った場合において、相手方が理事の意図を知らなかったときは、そのことに過失があったかどうかにかかわらず、法人は、その行為の無効を主張することができない。</p> <p>2 理事が代理権を行使するには理事会の決議を要する旨の定款の定めがあるにもかかわらず、理事が理事会の決議なしに取引をした場合に、相手方は、その定款の定めを知っていたときは、理事会の決議がある</p>	

	<p>ものと信じていたかどうかにかかわらず、表見代理の主張をすることができない。</p> <p>3 理事がした職務権限外の行為が外形からみてその職務行為に属するものと認められる場合であっても、その行為が理事の職務行為に属さないことを知らなかったことについて相手方に重大な過失があるときは、法人は、その行為について損害賠償責任を負わない。</p> <p>4 理事がその職務を行うにつき他人に損害を加えたため法人の不法行為が成立する場合、その行為をした理事は個人としては不法行為の責任を負わないが、故意又は重大な過失があったときは、法人から求償権の行使を受けることがある。</p> <p>5 理事が代理人により動産購入の取引をしたところ、その取引の当時その動産が売主の所有に属さなかった場合において、理事が善意・無過失であるときは、代理人が善意・有過失であっても、法人は、その動産の所有権を善意取得できる。</p>	
8	<p>昭和 60 年第 1 問</p> <p>制限能力者に関する次の記述中、誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 未成年者が、債務を免除する旨の債権者からの申込みを承諾するには、法定代理人の同意を得ることを要しない。</p> <p>(2) 成年被後見人の行為は、後見人の同意を得てしたときは、取消すことができない。</p> <p>(3) 後見開始の審判は、本人も請求することができる。</p> <p>(4) 被保佐人が、相続を承認し又はこれを放棄するには、保佐人の同意を得ることを要する。</p> <p>(5) 被保佐人には、常に保佐人が付される。</p>	
9	<p>昭和 57 年第 2 問</p> <p>未成年者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 20 歳未満の者がいったん婚姻しても、その後、離婚した時は、婚姻により成年に達したものとみなされた効果が将来に向って消滅する。</p> <p>(2) 未成年者は、他人の代理人となることができない。</p> <p>(3) 未成年者に法定代理人がない間は、これに対して消滅時効が完成することはない。</p> <p>(4) 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為を取消すには、法定代理人の同意を要する。</p> <p>(5) 未成年者が負担付きの遺贈の放棄をするには、法定代理人の同意を要しない。</p>	
10	<p>昭和 63 年第 1 問</p> <p>未成年者の行為能力に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 未成年の被保佐人が婚姻しても、被保佐人としての行為能力の制限は解除されない。</p> <p>(2) 就学前の幼児が他の者から贈与の申込みを受けてこれを承諾しても、その承諾は無効である。</p> <p>(3) 未成年者の法定代理人がその未成年者の営業を許可するについては、営業の種類まで特定する必要はない。</p> <p>(4) 未成年者がする取引についての法定代理人の同意は、未成年者自身に対してではなく、未成年者と取引をする相手方に対してされても有効である。</p> <p>(5) 未成年者がした法律行為の取消は、未成年者が単独ですることができる。</p>	
11	<p>平成 2 年第 14 問</p> <p>甲、乙夫婦間の 18 歳の子丙は、丁から 50 万円を借り受けた（以下「本件消費貸借契約」という）後、これを大学の入学金の支払にあてた。この事例に関する次の（ア）から（オ）までの記述のうち、誤っているものを</p>	

	<p>選んだ場合、組合せとして正しいものは、後記（1）から（5）までのうちのどれか。</p> <p>（ア）丙は、甲及び乙の同意を得なければ、本件消費貸借契約を取消すことができない。</p> <p>（イ）丙は、甲及び乙の同意を得て、本件消費貸借契約を追認することができる。</p> <p>（ウ）本件消費貸借契約が締結されて1週間後に、丁が丙に対し、1ヶ月以内に本件消費貸借契約を追認するか否かを確答するように催告したが、1ヶ月が経過しても丙が確答しなかったときは、追認したものとみなされる。</p> <p>（エ）丙が未成年であることを理由に本件消費貸借契約が取消された場合、丙は、丁に50万円を返還しなければならない。</p> <p>（オ）丁が第三者の言葉を信用して丙を成年者であると誤信していた場合、丙は、未成年であることを理由に、本件消費貸借契約を取消すことができない。</p> <p>（1）（ア）（エ）           （2）（イ）（オ）           （3）（ア）（ウ）（オ）  （4）（ア）（イ）（エ）           （5）（ウ）（エ）（オ）</p>	
12	<p>平成6年第7問</p> <p>未成年者Aは、単独の法定代理人である母親Bの所有する宝石を、Bに無断でCに売却し、引き渡した上、代金50万円のうち30万円を受け取り、そのうち10万円を遊興費として消費してしまった。他方、Cは、Aに対し、残代金を支払わない。この場合における法律関係に関する次の記述中、正しいものはいくつあるか。</p> <p>（ア）Aが、未成年者であることを理由にA・C間の売買を取り消したとしても、Cが、Aを宝石の所有者であると信じ、かつ、そう信ずるについて過失がなかったときは、Aは、Cに対し、宝石の返還を請求することができない。</p> <p>（イ）Bは、A・C間の売買が取り消されない限り、Cに対し、宝石の返還を請求することができない。</p> <p>（ウ）Aが、未成年者であることを理由にA・C間の売買を取り消した場合には、Aは、Cに対し、20万円を返還すれば足りる。</p> <p>（エ）Aは、成年に達した後は、未成年者であったことを理由にA・C間の売買を取り消すことができない。</p> <p>（オ）Aが、Bの同意を得て、Cに対し代金残額20万円の履行請求をした場合には、Aは、未成年者であることを理由にA・C間の売買を取り消すことができない。</p> <p>（1） 1           （2） 2           （3） 3           （4） 4           （5） 5</p>	
13	<p>昭和63年第3問</p> <p>被保佐人に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>（1）家庭裁判所は、検察官から保佐開始の審判の請求があった場合には、必ず、その宣告をしなければならないが、検察官以外の者から保佐開始の審判の請求があった場合には、その裁量により宣告の要否を判定する。</p> <p>（2）被保佐人は、保佐人の同意を得ないで自己の所有する自動車を他に売却した場合であっても、その自動車が善意の第三者に転売された後は、自己が締結した売買契約を取消すことができない。</p> <p>（3）銀行との間において金銭消費貸借契約を締結した被保佐人が、その銀行から2ヵ月以内に保佐人の同意を得てその契約を追認するかどうか回答すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、何らの回答をしなかったときは、その契約は追認されたものとみなされる。</p> <p>（4）被保佐人が銀行から金銭を借受けた場合において、その債務を保証した者は、その当時、債務者が保佐開始の審判を受けていることを知っていたかどうかにかかわらず、被保佐人が締結した金銭消費貸借契約を取消すことができない。</p>	

	<p>(5) 被保佐人は、第三者が銀行から融資を受けるにあたり自己が被保佐人であることを告げないでその債務を保証したときは、当該保証契約を取消すことができない。</p>	
14	<p>平成 19 年第 6 問</p> <p>制限行為能力者制度に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。なお、記述中の「取消し」は、すべて行為能力の制限による取消しのこととする。</p> <p>ア 未成年者が買主としてした高価な絵画の売買契約を取り消した場合において、その絵画が取消し前に天災により滅失していたときは、当該未成年者は、売主から代金の返還を受けることができるが、絵画の代金相当額を不当利得として売主に返還する必要はない。</p> <p>イ 成年被後見人が締結した契約をその成年後見人が取り消すには、その行為を知った時から 5 年以内にする必要があるが、意思無能力を根拠とする無効であれば、その行為を知った時から 5 年を過ぎても主張することができる。</p> <p>ウ 被保佐人が売主としてした不動産の売買契約を取り消したが、その取消し前に目的不動産が買主から善意の第三者に転売されていれば、被保佐人は、取消しを当該第三者に対抗することができない。</p> <p>エ 成年被後見人が高価な絵画を購入するには、その成年後見人の同意を得なければならないが、同意を得ずにされた売買契約は取り消すことができる。</p> <p>オ 成年被後見人が契約を締結するに当たって、成年後見に関する登記記録がない旨を証する登記事項証明書を偽造して相手方に交付していた場合には、相手方がその偽造を知りつつ契約を締結したとしても、その成年後見人は、当該契約を取り消すことができない。</p> <p>1 アイ      2 アエ      3 イウ      4 ウオ      5 エオ</p>	
15	<p>昭和 55 年第 16 問</p> <p>民法法人に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 社団法人の社員の表決権について、理事の職にある社員は 2 個の表決権を有し、その他の社員は 1 個の表決権を有するものとする定款の定めは有効である。</p> <p>(2) 社団法人の理事は、必ず社員総会で選任することを要する。</p> <p>(3) 監事は、法人の必要的機関である。</p> <p>(4) 定款又は寄附行為をもって、理事長以外の理事は法人を代表しない旨を定めたときは、理事長以外の理事については登記をする必要がない。</p> <p>(5) 法人は、主たる事務所の所在地において設立の登記をしたときに成立する。</p>	
16	<p>昭和 63 年第 2 問</p> <p>民法上の社団法人が定款に次のような定めをした場合、無効となる定めはどれか。</p> <p>(1) 権利能力なき社団も、社員となることができる。</p> <p>(2) 定款は、総社員の過半数の同意があるときは、変更することができる。</p> <p>(3) 社員総会には、代理人を出席させることはできない。</p> <p>(4) 通常総会は、2 年に 1 回開催する。</p> <p>(5) 監事は、置かない。</p>	
17	<p>平成 2 年第 1 問</p> <p>社団法人の定款に、次の (ア) から (オ) までの内容の定めをした。このうち、その効力が認められないものを選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記 (1) から (5) までのうちどれか。</p> <p>(ア) 各社員の表決権に差を設けること。</p> <p>(イ) 理事が代表権を委任することはできないものとする。</p>	

	<p>(ウ) 定款の変更は、理事全員の決議によりすることができるものとする。</p> <p>(エ) 残余財産の帰属権利者を具体的に指定するのではなく、指定する方法のみを定めること。</p> <p>(オ) 理事がその職務を行うにつき不法行為を行った場合でも、法人に過失があったときでなければ、法人は責任を負わないものとする。</p> <p>(1) (ア) (ウ) (オ)      (2) (ア) (イ) (エ)      (3) (イ) (ウ) (エ)  (4) (イ) (オ)            (5) (ウ) (オ)</p>	
18	<p>平成7年第2問</p> <p>Aの父Bが旅行中船舶事故に巻き込まれたまま生死不明になった場合にAのとりうる措置に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは後記1から5までのうちどれか。</p> <p>ア Bが事故に遭遇してから1年が経過すれば、Aは、家庭裁判所に対し、Bについての失踪宣告を請求することができる。</p> <p>イ Bが事故に遭遇してから1年が経過していなくても、Aは、家庭裁判所に対し、Bのために不在者の財産管理人の選任を請求することができる。</p> <p>ウ Bが事故に遭遇して生死不明になったことを理由として、Aの請求により失踪宣告がされた場合には、Bは、事故から1年を経過した時に死亡したものとみなされる。</p> <p>エ Bが事故に遭遇する前に既にBのために財産管理人が選任されている場合には、Aは、Bにつき、失踪宣告の請求をすることができない。</p> <p>オ Bが事故に遭遇して生死不明になったことを理由として、Bについて失踪宣告がされた後、Bが事故後も生存していたことが証明された場合には、Aは、失踪宣告によりAが相続したBの財産を善意で取得した者がいるときを除いて失踪宣告の取消しを請求することができる。</p> <p>1 ア イ      2 ア オ      3 イ ウ      4 ウ エ      5 エ オ</p>	
19	<p>平成14年第1問</p> <p>Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった。この事例に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>1 Bの生死が7年以上不明の場合、Aは、Bの失踪宣告を得ることができるので、婚姻を解消するためには、失踪宣告の申立てをする必要があり、裁判上の離婚手続によることはできない。</p> <p>2 Bの失踪宣告がされた場合、Bが死亡したものとみなされる7年の期間満了の時より前に、Aが、Bが既に死亡したものと信じて行ったBの財産の売却処分は、有効とみなされる。</p> <p>3 Bの失踪宣告がされた後、Bが家出した日に交通事故で死亡していたことが判明した場合、Bが死亡したとみなされる時期は、Bの失踪宣告が取り消されなくとも、現実の死亡時期にまでさかのぼる。</p> <p>4 Bの失踪宣告がされた後、Bが生存していたことが判明した場合、Bの失踪宣告が取り消されない限り、Aは、相続により取得したBの遺産を返還する必要はない。</p> <p>5 Bの失踪宣告がされた後、Aが死亡し、その後にBの失踪宣告が取り消された場合、Bは、Aの通産を相続することはない。</p>	
20	<p>平成18年第5問</p> <p>Aが失踪宣告を受け、Aの妻Bが生命保険金を受けるとともに、Aの土地を相続した。Bは、受け取った生命保険金を費消し、また、相続した土地をCに売却した。その後、Aが生存することが明らかになったため、失踪宣告は取り消された。この場合の法律関係に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。</p> <p>ア Bが生命保険金を費消した際にAの生存について善意であったとして</p>	

	<p>も、遊興費として生命保険金を費消した場合には、Bは、保険者に対し、費消した生命保険金の相当額を返還しなければならない。</p> <p>イ Bが生命保険金を費消した際にAの生存について善意であり、かつ、生活費として生命保険金を費消した場合には、Bは、保険者に対し、費消した生命保険金の相当額を返還する必要はない。</p> <p>ウ BがCに土地を売却した際にAの生存について悪意であったときは、Cが善意であっても、Aについての失踪宣告の取消しにより、Cは、当該土地の所有権を失う。</p> <p>エ BがCに土地を売却した際、BとCがともにAの生存について悪意であった場合において、CがDに土地を転売したときは、DがAの生存について善意であったとしても、Aについての失踪宣告の取消しにより、Dは、当該土地の所有権を失う。</p> <p>オ BがCに土地を売却した際、BとCがともにAの生存について善意であった場合において、CがAの生存について悪意であるDに土地を転売したときは、Aについての失踪宣告の取消しにより、Dは、当該土地の所有権を失う。</p> <p>1 アウ      2 アオ      3 イエ      4 イオ      5 ウエ</p>	
21	<p>平成元年第1問</p> <p>社団法人の理事に関する次の記述中、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 理事が自己所有の不動産を法人に売却するには、監事が法人を代表する。</p> <p>(2) 理事は、社員総会で選任しなければならない。</p> <p>(3) 理事が法人の目的の範囲外の行為をして第三者に損害を与えた時、その行為をすることの議決に賛成した他の理事が、その損害の責任を負うことはない。</p> <p>(4) 理事の代表権に加えた制限は、定款に規定すれば、善意の第三者にも対抗することができる。</p> <p>(5) 理事全員の同意で解散決議をしても、それによつては法人は解散しない。</p>	
22	<p>平成5年第2問</p> <p>社団法人の理事に関する次の記述中、正しいものはいくつあるか。</p> <p>(ア) 社団法人には、複数の理事が必要であり、理事が一人であることは許されない。</p> <p>(イ) 社団法人と理事の利益が相反する場合は、裁判所に請求して仮理事を選任すべきである。</p> <p>(ウ) 定款で、理事のうち特定の者だけが代表権を有し、その他の理事は代表権を有する理事に事故がある場合に限って一定の順序でその職務を代行する旨を定めることは、社団法人の理事の代表権を奪うことになるので許されない。</p> <p>(エ) 社団法人の理事は、定款又は総会の決議で禁止されている場合は、特定の行為の代理を他人に委任することはできない。</p> <p>(オ) 社団法人の理事の任期は2年と定められているが、定款でそれと異なる任期を定めることは許される。</p> <p>(1) 1      (2) 2      (3) 3      (4) 4      (5) 5</p>	
23	<p>昭和58年第2問</p> <p>民法法人に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 遺言をもって寄附行為をした時は、寄附財産は、遺言が効力が生じた時から法人に帰属したものとみなされる。</p> <p>(2) 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければその効力を生じない。</p> <p>(3) 定款に総会の決議により理事を任免することができる旨の定めがない限り、総会において理事の任免に関する決議をしても、その決議は、効力を有しない。</p>	

	<p>(4) 寄附行為をもって解散した財団法人の財産の帰属権利者を指定せず、又は指定する方法を定めていない時は、理事は、主務官庁の許可を得て、その財団法人の目的に類似した目的のためにその財産を処分することができる。</p> <p>(5) 監事は、法人と理事との利益が相反する事項について、法人を代表する。</p>	
24	<p>昭和 59 年第 1 問 民法法人に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 法人は、主務官庁による設立の許可により成立し、主務官庁に対する清算終了の届出により消滅する。</p> <p>(2) 法人の解散及び清算については、主務官庁が監督する。</p> <p>(3) 財団法人の設立者がその目的を定めずに死亡したときは、利害関係人又は検察官の請求により、裁判所がこれを定める。</p> <p>(4) 定款で定めた事項の変更は、その登記をしなければ第三者に対抗することはできない。</p> <p>(5) 株式会社だけを社員とする社団法人も、設立することができる。</p>	
25	<p>昭和 61 年第 1 問 社団法人に関する下記の記述中、誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 社団法人において、監事は必須の機関ではない。</p> <p>(2) 法人がその債務を完済することができなくなったときは、理事は、直ちに破産宣告の申立てをしなければならない。</p> <p>(3) 法人は、定款をもって、社員は出資の口数 1 口につき 1 個の表決権を有するものと定めることができる。</p> <p>(4) 法人の残余財産は、定款で帰属権利者を定めない限り、各社員に分配される。</p> <p>(5) 各社員は、法人の債務につき、その債権者に対して弁済の責任を負わない。</p>	
26	<p>昭和 62 年第 1 問 民法に基づき設立される社団法人に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 社団法人であっても、付随的に収益事業を行うことができる。</p> <p>(2) 定款による委任があれば、代議員会で法人の解散の決議をすることができる。</p> <p>(3) 定款で、数名の理事のうち理事長以外の理事は代表権を有しない旨を定めた場合でも、その制限は善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(4) 社団法人の被用者がその事業を行うにつき他人に損害を与えた場合において、その選任及び事業の監督につき相当の注意をしたときは、社団法人は、その損害を賠償する責任を負わない。</p> <p>(5) 社団法人は、社員が一人になっても、解散しない。</p>	
27	<p>平成 3 年第 4 問 権利能力なき社団に関する次の記述中、判例の趣旨に照らし、正しいものはいくつあるか。</p> <p>(1) 権利能力なき社団の代表者は、土地賃貸借契約を締結した場合には、構成員全員の同意なくして賃借権を処分することができない。</p> <p>(2) 権利能力なき社団に属する不動産については、社団名義の登記が認められておらず、代表者個人の名義で登記する以外に登記の方法がない。</p> <p>(3) 権利能力なき社団の代表者が社団の名においてした取引上の債務は、構成員全員の負担となるから、第一次的には社団の財産がその責任財産となるが、構成員各人も補充的にその持分に応じた個人責任を負う。</p> <p>(4) 権利能力なき社団の代表者が代表資格を表示して手形を振り出した場合には、社団が手形債務を負うほか、代表者個人も振出人としての責任を負う。</p>	



(5) 権利能力なき社団に属する財産については、社団が訴訟当事者となることができるから、代表者個人が、社団のために訴訟当事者となること  
ができない。

(1) 0      (2) 1      (3) 2      (4) 3      (5) 4

28 平成 11 年第 1 問  
 次のアからオまでの記述について、民法上の社団法人、権利能力なき社団又は民法上の組合のいずれに当てはまる記述であるかという観点から分類をした場合、正しい組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。  
 ア 構成員が団体に拋出した不動産は、団体の名義で登記をすることができる。  
 イ 構成員の債権者は、その債権に基づき、構成員が団体に拋出した財産を差し押さえることはできない。  
 ウ 団体の債権者は、その債権に基づき、構成員の個人財産を差し押さえることばできない。  
 エ 団体の設立登記が成立要件である。  
 オ 営利を目的としない。

	民法上の社団法人に当てはまるもの	権利能力なき社団に当てはまるもの	民法上の組合に当てはまるもの	いずれにも当てはまらないもの
1	アイウエ	アイウ	イウ	オ
2	アイウエ	イ	アイ	オ
3	アイウオ	イウ	イ	エ
4	アイウオ	イウ	イウ	エ
5	アイウオ	ウオ	イウ	エ

29 平成 16 年第 4 問  
 次の対話は、権利能力なき社団である A 団体に関する教授と学生との間の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。  
 教授：A 団体の代表者が A 団体の創立 10 周年記念大会の開催費用に充てるために、A 団体を代表して銀行から 500 万円を借り入れました。A 団体がその返済をできなくなったときは、代表者や構成員に借入金の支払義務がありますか。  
 学生：ア A 団体には法人格がないことから、債権者を保護する必要があり、代表者と構成員は、いずれも支払義務を負うこととなります。  
 教授：A 団体の構成員は、A 団体を脱退するに当たって、自己の持分相当の財産を分割して払い戻すように請求することができますか。  
 学生：イ 権利能力なき社団の構成員には、財産の分割請求は認められません。ただし、構成員の間で特段の合意をしている場合には、財産の分割請求も認められます。  
 教授：A 団体の構成員の資格要件に関する規則を構成員の多数決で改正した場合には、承諾していない構成員も、これに拘束されますか。  
 学生：ウ 構成員が意思に反してその地位を奪われることはありませんから、承諾していない構成員のうち、資格要件を改めたことにより構成員の地位を奪われることになる者は、その決議に拘束されることはありません。  
 教授：構成員が死亡した場合には、その相続人が当然にその地位を承継して構成員になる旨を、A 団体の規則で定めることは可能ですか。  
 学生：エ 権利能力なき社団では、構成員の死亡は社団からの当然脱退事由となりますから、A 団体がそのような規則を定めることはできません。  
 教授：A 団体が、法人格を取得した場合において、法人格の取得以前から占有を続けていた不動産について取得時効を主張するときは、いつの時点が占有開始時期となりますか。  
 学生：オ A 団体は、占有開始時期として、法人格の取得以前に A 団体が占有を開始した時点と法人格を取得した時点とを選択して主張すること

	<p>ができます。</p> <p>1 アウ      2 アオ      3 イエ      4 イオ      5 ウエ</p>	
30	<p>昭和 59 年第 8 問</p> <p>次の記述のうち、法例第 2 条と最も関係が少ないものはどれか。  (注) 法例第 2 条「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサル慣習ハ法令ノ規定ニ依リテ認メタルモノ及ヒ法令ニ規定ナキ事項ニ関スルモノニ限り法律ト同一ノ効力ヲ有ス」</p> <p>(1) 特定の地域の住民が、長年にわたり他人所有の山林において一定の大きさ以下の雑木を自家用燃料として用いるために採取してきたときは、その山林の所有者も、これを妨害することができない。  (2) 田畑を耕作する者は、これに隣接する他人所有の山林の一定の範囲内に生育する草木を、その山林の所有者の承諾を得ずに刈り取ることができる。  (3) 隣接する他人所有の山林の立木の根が、境界線を越えて自己が所有し耕作する田畑に伸びてきたときは、その立木の所有者の承諾を得なくても、根の越境してきた部分を切り取ることができる。  (4) 隣接する他人所有の山林からわき出る流水を、自己の耕作する田畑のための農業用水として使用してきたときは、地役権の設定契約がなくても、その水源地所有者の流水使用妨害行為の禁止を求めることができる。  (5) 山林の所有者から立木に関する法律の適用のない立木を買い受けた者は、その山林内に炭焼小屋を設置して立木の伐採をしているときは、立木の所有権の取得を第三者に対抗することができる。</p>	
31	<p>昭和 55 年第 14 問</p> <p>次に掲げるもののうちで、単独行為でないものはどれか。</p> <p>(1) 遺言  (2) 寄附行為  (3) 相殺  (4) 債務の免除  (5) 死因贈与</p>	
32	<p>平成 3 年第 8 問</p> <p>意思表示に関する次の記述のうち、誤っているものを選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記 (1) から (5) までのうちどれか。</p> <p>(ア) 甲が真意では買い受けるつもりがないのに、乙から土地を買い受ける契約をした場合において、乙が注意すれば甲の真意を知ることができたときは、売買契約は無効である。  (イ) 甲乙間で、甲の所有する土地を乙に売り渡す旨を仮装した後、乙が事情を知らない丙に転売した場合には、甲は、乙から請求されれば、その土地を乙に引き渡さなければならない。  (ウ) 甲がその所有する土地を乙に強迫されて売り渡し、さらに乙が事情を知らない丙に転売し、それぞれ所有権移転の登記をした場合には、甲は、乙に取消し意思表示をすれば、丙に対して移転登記の抹消を求めることができる。  (エ) 甲がその所有する土地を乙に騙されて売り渡した後、売渡しの意思表示を取り消す旨を記載した手紙を出したが、手紙が到達する前に甲が死亡した場合には、取消し効果は生じない。  (オ) 未成年者甲の法定代理人乙から甲において土地を買い受けた旨の申込みを受けた丙が、これを売り渡す旨の意思表示を直接甲に対してした場合には、丙は、売買契約の成立を主張することができない。</p> <p>(1) (ア) (ウ)      (2) (ア) (エ)      (3) (イ) (エ)  (4) (イ) (オ)      (5) (ウ) (オ)</p>	

33	<p>平成 6 年第 5 問</p> <p>売買契約における当事者の一方 A の意思表示が錯誤によって無効である場合（以下「錯誤の場合」という）と詐欺を理由として取り消すことができる場合（以下「詐欺の場合」という）に関する次の記述中、正しいものの組合せは、後記（1）から（5）までのうちどれか。</p> <p>（ア）錯誤の場合と詐欺の場合とが競合するときは、A は、錯誤による無効の主張のみをすることができる。</p> <p>（イ）錯誤の場合には、誰でも無効を主張することができるが、詐欺の場合には、取消権を行使することができる者は限定されている</p> <p>（ウ）錯誤の場合には、A の追認によって有効な意思表示に転換させる余地はないが、詐欺の場合には、A の追認によって確定的に有効な意思表示にすることができる。</p> <p>（エ）民法上、錯誤の場合には、無効を主張することができる期間についての定めはないが、詐欺の場合には、取消権を行使することができる期間についての定めがある。</p> <p>（オ）錯誤の場合には、A は、すべての第三者に対して、無効を主張することができるが、詐欺の場合には、A は、すべての第三者に対して取消しを主張することができるわけではない。</p> <p>（1）（ア）（イ）           （2）（ア）（オ）           （3）（イ）（エ）  （4）（ウ）（エ）           （5）（エ）（オ）</p>	
34	<p>平成 10 年第 4 問</p> <p>A が B の詐欺により、B との間で、A 所有の甲土地を売り渡す契約を締結したという事例に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>ア A が詐欺の事実気付いた後に、B が A に対し、相当の期間を定めて売買契約を追認するかどうかを確答するよう催告した場合、A がその期間内に確答しなければ、A は、売買契約の意思表示を取り消したものとみなされる。</p> <p>イ A は、詐欺の事実気付いた後に、売買代金の支払請求をした場合であっても、その際に異議をとどめていれば、なお売買契約の意思表示を取り消すことができる。</p> <p>ウ 売買契約の締結後、20 年が経過した後に A が初めて詐欺の事実気付いた場合、A は、売買契約を取り消すことができない。</p> <p>エ A は、詐欺の事実気付いて売買契約の意思表示を取り消した場合において、B への所有権移転登記を経由していたときは、B が第三者に転売した後であっても、B に対し、その登記の抹消を請求することができる。</p> <p>オ A は、詐欺の事実気付いて売買契約の意思表示を取り消した場合において、B への所有権移転登記を経由していたときは、B に対し、受領済の代金及びこれに対する受領時以後の法定利率による利息を返還しなければならない。</p> <p>1 ア エ    2 ア オ    3 イ ウ    4 イ エ    5 ウ オ</p>	
35	<p>平成 11 年第 3 問</p> <p>A は、B と協議の上、譲渡の意思がないにもかかわらず、その所有する甲土地を B に売り渡す旨の仮装の売買契約を締結した。この場合における次のアからオまでの記述のうち、判例の考え方に従うと、A による売買契約の無効の主張が認められるものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>ア B に対して金銭債権を有する債権者 C が、A・B 間の協議の内容を知らずに、その債権を保全するため、B に代位して、B への所有権移転登記を A に請求した。そこで、A は、C に対し、A・B 間の売買契約の無効を主張した。</p> <p>イ B は、甲土地上に乙建物を建築し、A・B 間の協議の内容を知らない D に乙建物を賃貸した。そこで、A は、D に対し、A・B 間の売買契約の無効を主張した。</p>	

ウ B に対して金銭債権を有する債権者 E が、A・B 間の協議の内容を知らずに、その債権に基づき、甲土地を差し押さえた。そこで、A は、E に対し、A・B 間の売買契約の無効を主張した。

エ B は、A・B 間の協議の内容を知っている F に甲土地を転売し、さらに、F は、その協議の内容を知らない G に甲土地を転売した。そこで、A は、G に対し、A・B 間の売買契約の無効を主張した。

オ B は、A・B 間の協議の内容を知らない H に甲土地を転売し、さらに、H は、その協議の内容を知っている I に甲土地を転売した。そこで、A は、I に対し、A・B 間の売買契約の無効を主張した。

1 アイ      2 アウ      3 イオ      4 ウエ      5 エオ

36 平成 12 年第 4 問

民法第 94 条第 2 項の規定によって保護される善意の第三者からの転得者の地位について、次の二つの考え方があり、後記アからオまでの記述は、その一方の考え方から他方の考え方に対する批判である。各記述における「この説」が第 1 説を指すものはいくつあるか。

第 1 説 善意の第三者が絶対的・確定的に権利を取得するので、転得者は、通謀虚偽表示について悪意であっても、有効に権利を取得する。

第 2 説 処分行為の効力は当事者ごとに相対的・個別的に判断すべきであり、転得者は、通謀虚偽表示について悪意であれば、権利を取得しない。

ア この説では、取引関係について綿密に調査した者が保護されず、逆に、調査を怠った者が保護される結果となる。

イ この説では、権利の譲渡性・流通性が大幅に制限される。

ウ この説では、善意の第三者は追奪担保責任を問われることになり、善意の第三者を保護した実質が失われることになる。

エ この説では、原権利者はいったん権利を喪失したにもかかわらず、その後、その権利が復活することになる。

オ この説では、他人を「隠れみの」として利用することを回避することができない。

1 1 個      2 2 個      3 3 個      4 4 個      5 5 個

(参考)

民法第 94 条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。  
2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

37 平成 19 年第 7 問

次の対話は、虚偽表示に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。なお、「善意」又は「悪意」は、虚偽表示の事実についての善意又は悪意を指すものとする。

教授： A と B とが通謀して、A 所有の甲土地の売買契約を仮装し、B への所有権の移転の登記をした後、善意の C が B から甲土地を譲り受けた場合に、C は、登記なくして A に対して甲土地の所有権の取得を対抗することができますか。

学生： ア A と C とは対抗関係になく、C は、登記なくして A に対して甲土地の所有権の取得を対抗することができます。

教授： では、同じ事例で、C が登記をする前に、A が D に甲土地を譲渡していた場合に、善意の C は、登記なくして D に対して甲土地の所有権の取得を対抗することができますか。

学生： イ この場合、B と D とは対抗関係に立ちますが、B が D よりも先に自己への所有権の移転の登記を経由したことで B が D に優先することになり、B から甲土地を譲り受けた C は、登記なくして D に対して甲土地の所有権の取得を対抗することができます。

教授： では、最初の事例で C が悪意だったとします。この C から善意の

	<p>Eが甲土地を譲り受けた場合に、Eは民法第94条第2項によって保護されますか。</p> <p>学生：ウ Eは善意ですので、民法第94条第2項によって保護されます。Aが真の権利関係をEに対して主張することができるかどうかの問題ですから、Cの悪意によって結論は左右されません。</p> <p>教授：では、事例を変えて、AとBとが通謀して、A所有の甲土地の売買契約を偽装し、Bへの所有権の移転の登記をした後、Bの債権者である善意のCが甲土地を差し押さえた場合に、Cは、民法第94条第2項によって保護されますか。</p> <p>学生：エ Cは、差し押えによって利害関係を有するに至ったと考えられますので、Cは、民法第94条第2項によって保護されます。</p> <p>教授：では、再び事例を変えて、AB間の偽装の契約に基づくAのBに対する金銭債権を善意のCが譲り受け、AがBに対して当該債権譲渡の通知を行った場合に、Bは、Cからの請求に対し、AB間の虚偽表示を理由に支払を拒むことはできますか。</p> <p>学生：オ Bは、その債権譲渡について異議をとどめない承諾をしない限り、AB間の債権が虚偽表示に基づくことを理由に支払を拒むことができます。</p> <p>1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ</p>	
38	<p>平成20年第4問</p> <p>虚偽表示によって権利者として偽装された者から直接に権利を譲り受けた第三者が善意であった場合において、その「善意の第三者」からの転得者等も民法94条第2項によって保護されるか否かという問題については、「転得者等が善意の場合にのみ保護する」という見解がある。次のアからオまでの記述のうち、この見解に対する批判として不適切なものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。</p> <p>ア この見解によれば、転得者が前主である善意の第三者に対して担保責任を追及することができることとなって、善意の第三者に不利益が生じる可能性がある。</p> <p>イ この見解によれば、悪意の転得者も、いったん善意の第三者に権利を取得させた上で、この善意の第三者から権利を譲り受ければ、当該権利を取得することができることになる。</p> <p>ウ この見解によれば、善意の第三者が、悪意の第三者のために虚偽表示の対象となった財産に抵当権を設定した場合に、法律関係が複雑になるおそれがある。</p> <p>エ この見解によれば、善意の第三者が虚偽表示の対象となった財産を処分したり、当該財産に担保権を設定したりすることが、事実上大幅に制約されることになる。</p> <p>オ この見解によれば、保護の対象から第三者を例外的に除外することを検討しなければならなくなるが、その識別基準にあいまいなところがある。</p> <p>1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ</p>	
39	<p>平成14年第4問</p> <p>Aは、Bの任意代理人であるが、Bから受任した事務をCを利用して履行しようとしている。この事例における次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>1 AがCを復代理人として選任する場合には、Cは、意思能力を有することは必要であるが、行為能力者であることは要しない。</p> <p>2 AがBから代理人を選任するための代理権を授与されている場合にも、AがBのためにすることを示してCを代理人として選任するためには、Bの許諾又はやむを得ない事情が存することが必要である。</p> <p>3 AがBの指名によりCを復代理人として選任した場合には、Aは、Cが不適任であることを知っていたときでも、その選任について責任を負うことはない。</p>	

- 4 A がやむを得ない事情により B の許諾を得ることなく C を復代理人として選任した場合には、C の復代理人としての権限は、保存行為又は代理の目的たる権利の性質を変更しない範囲における利用若しくは改良行為に限られる。
- 5 A から復代理人として適法に選任された C の法律行為の効果が B に帰属するためには、C が A のためにすることを示して当該法律行為をすることが必要である。

40 平成 16 年第 5 問

A は、B を利用して、C と売買契約を締結し、甲動産を取得しようとしている。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、B が A の代理人である場合についての記述として正しいものと B が A の使用者である場合についての記述として正しいものとの組合せは、後記表の 1 から 5 までのうちどれか。

- ア B が、C に対し、売買の目的物を誤って C の所有する乙動産と表示してしまい、その表示内容による売買契約が締結された場合において、誤った表示をしたことにつき A に重過失があるときは、A は、乙動産の代金支払を免れることができない。
- イ C が甲動産の所有権を有しない場合において、A は、C が甲動産の所有者であるものと誤信し、かつ、誤信したことにつき無過失であったが、B は、C が甲動産の所有者でないことにつき悪意であったときは、A は、甲動産を即時取得することができない。
- ウ 甲動産の購入に際し、B には意思能力がある必要はないが、A には行為能力がある必要がある。
- エ A は、B に対し、売買代金額に関する決定権限を付与することができる。
- オ A の許諾がない場合には、B は、やむを得ない事由がない限り、その任務を他の者にゆだねることができない。

	1	2	3	4	5
代理人である場合	ア	イ	ウ	エ	オ
使用者である場合	イ	ウ	ア	オ	エ

41 平成 13 年第 1 問

A が B から C 社製造の甲薬品を購入した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

- ア A が B から甲薬品を 100 箱以上購入しないと店から出さないと脅されて、これを購入した場合でも、B が AB 間の売買代金債権を D に譲渡し、その旨の通知を A にしたときは、A は、B との間の売買契約を取り消すことができない。
- イ B は、C 社の従業員から甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じて A に同様の説明をし、A もこれを信じて甲薬品を購入した場合、A は、B との間の売買契約を取り消すことができる。
- ウ A が、C 社の従業員から甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じて甲薬品を購入した場合、B がその事情を知り得なかったときでも、A は、B との間の売買契約を取り消すことができる。
- エ A が E に対しガン予防の薬品の購入を委任し、E が B から甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じて A の代理人として甲薬品を購入した場合、A は、甲薬品がガンの予防に効果がないことを知っていたとしても、B との間の売買契約を取り消すことができる。
- オ A が E に対しガン予防の薬品の購入を委任し、E が A の代理人として B から甲薬品を購入した場合、E が未成年者であったとしても、A は、B との間の売買契約を取り消すことができない。

1	アイ	2	アエ	3	イウ	4	ウオ	5	エオ
---	----	---	----	---	----	---	----	---	----

42	<p>平成 13 年第 2 問</p> <p>民法第 95 条の錯誤に関する学生 A と B の次の対話中の (ア) から (オ) までのいずれにも入らない語句は、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>学生 A：民法第 95 条の錯誤とは、(ア) と表示との不一致を表意者が知らないことだよ。</p> <p>学生 B：僕は、民法第 95 条の錯誤とは (イ) と表示との不一致を表意者が知らないことだと考えているんだけど。</p> <p>学生 A：B 君の立場だと、錯誤による無効を主張することができる場合が広くなりすぎないかな。</p> <p>学生 B：僕の立場でも、(ウ) の錯誤に当たるかどうかを検討するから、そうはならないと思う。むしろ、A 君の立場だと、(エ) の錯誤が常に錯誤にならないということにならないかな。</p> <p>学生 A：いや、動機が表示されているかどうかで区別するから、問題はないと思う。</p> <p>学生 B：そうすると、A 君の立場も僕の立場も、(オ) が意思表示の効力に影響を及ぼすことを認める点では共通だね。</p> <p>1 真意 2 動機 3 表示意思 4 内心的効果意思 5 要素</p>	
43	<p>平成 15 年第 5 問</p> <p>通謀虚偽表示に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>なお、「善意」又は「悪意」は、通謀虚偽表示についての善意又は悪意を指すものとする。</p> <p>ア A と B とが通謀して、A 所有の土地を B に売却したかのように仮装したところ、B は、その土地に建物を建築してその建物を善意の C に賃貸した。この場合、A は、C に対し、土地の売却が無効であるとして建物からの退去による土地の明渡しを求めることはできない。</p> <p>イ A と B とが通謀して、A 所有の土地を B に売却したかのように仮装したところ、B は、その土地を悪意の C に売却し、その後、C は、その土地を善意の D に売却した。この場合、A は、D に対し、AB 間の売買が無効であるとして土地の明渡しを求めることはできない。</p> <p>ウ A は、B に対して貸金債権を有していたところ、A と C とが通謀して、当該貸金債権を C に譲渡したかのように仮装した。異議をとめないでその債権譲渡を承諾した B は、債権譲渡が無効であるとして、C からの貸金債権の支払請求を拒むことはできない。</p> <p>エ A と B とが通謀して、A 所有の土地を B に売却したかのように仮装したところ、A は、売買代金債権を善意の C に譲渡した。B は、土地の売買契約が無効であるとして、C からの代金支払請求を拒むことはできない。</p> <p>オ A 所有の土地について売買契約を締結した A と B とが通謀してその代金の弁済として B が C に対して有する金銭債権を A に譲渡したかのように仮装した。A の一般債権者である D が A に帰属するものと信じて当該金銭債権の差押えをした場合、B は、D に対し、当該金銭債権の譲渡が無効であることを主張することはできない。</p> <p>1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ</p>	
44	<p>平成 3 年 21 問</p> <p>甲と乙との間に売買契約が締結されたが、甲の意思表示は要素の錯誤に基づくものであった。この事例に関する次の記述中、正しいものの組合せは後記 (1) から (5) までのうちどれか。</p> <p>(ア) 甲の錯誤が重大な過失によるものである場合には、甲は売買契約の無効を主張することができないが、乙はこれを主張することができる。</p> <p>(イ) 甲の錯誤が乙の欺罔によるものである場合には、甲は売買契約の無効を主張することも、詐欺による取消しを主張することもできる。</p>	

	<p>(ウ) 甲が錯誤による無効を主張する意思がない場合には、乙は売買契約の無効を主張することができない。</p> <p>(エ) 売買契約の目的が動産である場合において、乙が甲の錯誤を知らずに、その引渡しを受け、かつ、知らなかったことにつき過失がなかったときは、乙は、その動産を即時取得することができる。</p> <p>(オ) 売買契約が無効とされる場合には、甲の錯誤がその過失によるものであっても、乙は、甲に対し被った損害の賠償を請求することができない。</p> <p>(1) (ア) (オ)           (2) (イ) (ウ)           (3) (ア) (イ) (エ)  (4) (イ) (ウ) (エ)       (5) (イ) (エ) (オ)</p>	
45	<p>平成 17 年第 4 問</p> <p>錯誤に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>ア 相手方が資産家であると誤信し、それを動機として婚姻をした場合には、その動機が表示され、意思表示の内容となっていたときであっても、その婚姻について、錯誤による無効を主張することができない。</p> <p>イ 手形の裏書人が、額面 1,000 万円の手形を額面 100 万円の手形と誤信し、100 万円の手形債務を負担する意思がないことを知って手形を取得した悪意の取得者に対し、その手形金のうち 100 万円を超える部分に対し、錯誤を理由に手形金の償還義務の履行を拒むことができる。</p> <p>ウ 錯誤による意思表示をした者に重大な過失があった場合には、その表意者は、無効を主張することはできないが、その意思表示の相手方は、無効を主張することができる。</p> <p>エ 家屋の賃貸人が自ら使用する必要があるとの事由で申し立てた家屋明け渡しの調停が成立した場合において、その後その事由がなかったことが明らかになったとしても、その事由の存否が調停の合意の内容となっていないときは、その調停について、錯誤による無効を主張することはできない。</p> <p>オ 家庭裁判所が相続放棄の申述を受理した後は、その相続放棄をした者は、その相続放棄について、錯誤による無効を主張できない。</p> <p>1 アイ           2 アオ           3 イエ           4 ウエ           5 ウオ</p>	
46	<p>平成 20 年第 5 問</p> <p>次の対話は、下記の問題に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>(問題)</p> <p>「特定物売買において、目的物に契約当初から瑕疵があるのに、買主がそれを知らずに瑕疵のない物と信じて契約を締結した場合について、買主は錯誤と瑕疵担保責任のいずれを主張することができるか。」</p> <p>教授： 今日、この問題を基にして、錯誤と瑕疵担保責任の関係について議論をしましょう。まず、錯誤と瑕疵担保責任の法的効果について説明をしてください。</p> <p>学生： ア 瑕疵担保責任の場合は、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるのに対し、錯誤の場合は、契約の無効を主張することができます。</p> <p>教授： 錯誤と瑕疵担保責任とで、主張の期間制限に差異はありますか。</p> <p>学生： イ 錯誤無効の主張の期間制限は、引渡時を起算点とする消滅時効ですが、瑕疵担保責任に基づく権利行使には、買主が瑕疵を知った時から 1 年の期間制限があります。</p> <p>教授： 瑕疵担保責任の規定を錯誤の規定に優先して適用すべきだという考え方がありますが、その根拠としてどのようなことが考えられますか。</p> <p>学生： ウ 契約各則に規定されている瑕疵担保責任の規定が民法総則に規定されている錯誤の規定の特則にあたることが根拠として考えら</p>	



れます。  
 教授： それでは、錯誤の規定を優先して適用すべきだという考え方の根拠としてどのようなことが考えられますか。  
 学生： エ 実質的に代金減額に等しい柔軟な解決ができることや、取引の安全の保護に資することが根拠として考えられます。  
 教授： それでは、錯誤の規定が優先的に適用されると考えた場合、買主が少し調べれば瑕疵の存在に気付くことができたようなときでも、錯誤の主張をすることはできますか。  
 学生： オ 錯誤を主張するためには、無過失であることが必要なので、買主が少し調べれば瑕疵の存在に気付くことができたようなときには、錯誤の主張をすることはできません。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

47 昭和 59 年第 2 問

詐欺又は強迫による意思表示に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 相手方の欺罔行為により錯誤に陥ってした意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときにも、詐欺を理由として取消することができる。
- (2) 相手方の欺罔行為により錯誤に陥って贈与の意思表示をした者は、その相手方が贈与を受けた物を善意の第三者に譲渡した後であっても、その意思表示を取消することができる。
- (3) 相手方の強迫行為により完全に意思の自由を失って贈与の意思表示をした者は、その意思表示の取消をしなくても、相手方に対し、贈与した物の返還を請求することができる。
- (4) 金銭の借主の強迫行為によって貸主との間でその金銭債務についての保証契約をした者は、貸主がその強迫の事実を知らなかったときは、保証契約の意思表示を取消することができない。
- (5) 第 3 順位の抵当権者の欺罔行為により第 1 順位の抵当権者が錯誤に陥ってその抵当権を放棄する旨の意思表示をしたときは、第 2 順位の抵当権者が善意であったとしても、第 1 順位の抵当権者は、その意思表示の取消をもって第 2 順位の抵当権者に対抗することができる。

48 平成 18 年第 6 問

詐欺又は強迫に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。なお、「善意」又は「悪意」は、詐欺又は強迫の事実についての善意又は悪意を指すものとする。

- ア A 所有の土地に B の 1 番抵当権、C の 2 番抵当権が設定されており、B が A に欺罔されてその 1 番抵当権を放棄した後、その放棄を詐欺を理由として取り消した場合、B は、善意の C に対してその取消しを対抗することができる。
- イ A は、B に欺罔されて A 所有の土地を B に売却した後、この売買契約を詐欺を理由として取り消したが、その後に悪意の C が B からこの土地を買い受けた場合、A は、登記無くしてその取消しを C に対抗することができる。
- ウ A が B に強迫されて A 所有の土地を B に売却し、善意の C が B からこの土地を買い受けた後、A が A B 間の売買契約を強迫を理由として取り消した場合、A は、C に対してその取消しを対抗することができる。
- エ A が B に欺罔されて A 所有の土地を B に売却した後、善意の C が B からこの土地を買い受けた場合、A は、詐欺を理由として A B 間の売買契約を取り消すことはできない。
- オ A が B に欺罔されて A 所有の土地を善意の C に売却した場合、A は、A C 間の売買契約を詐欺を理由として取り消すことはできない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

49	<p>昭和 59 年第 3 問</p> <p>甲が乙の代理人として乙所有の不動産を第三者に売却することとする旨の契約が、甲乙間においてされた場合に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 甲が未成年者であったにもかかわらず、法定代理人の同意を得ないで乙との契約を締結した場合には、その契約を締結する旨の甲の意思表示は、取消することができる。</p> <p>(2) 甲が成年被後見人である場合において、甲が乙の代理人として第三者と売買契約を締結したときは、その売買契約を締結する旨の甲の意思表示は、取消することができる。</p> <p>(3) 甲は、復代理人丙を選任した場合には、その選任について乙の許諾を得たときでも、丙に対する監督の責めに任ずる。</p> <p>(4) 甲の相続人は、相続の放棄をしなくても、乙の代理人たる地位を承継することがない。</p> <p>(5) 甲は、その不動産を第三者丁に売り渡した後、丁への所有権移転の登記の申請をするについて乙を代理する場合に、丁からも委任を受けてその申請につき丁を代理することができる。</p>	
50	<p>平成 18 年第 4 問</p> <p>A が B の代理人又は代表者として C との間で法律行為を行った場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。なお、A、B 及び C は、いずれも商人でないものとする。</p> <p>ア 車の購入資金の調達のために C から 100 万円を借り入れる旨の契約を締結する代理権を B から授与された A は、自己の遊興費として費消する目的で C から 100 万円を借り入れ、これを費消した。この場合、C が A の目的につき悪意であっても、B は、C からの貸金返還請求を拒むことができない。</p> <p>イ B の代理人 A は、C から C 所有のマンションを購入する旨の契約を締結した。この場合、契約当時 A が当該マンションに瑕疵があることを知っていたときは、B は、C に対して瑕疵担保責任を追及することができない。</p> <p>ウ B の代理人 A は、B のためにすることを示さずに、C から C 所有のマンションを購入する旨の契約を締結した。この場合、当該契約を A が B のために締結することを契約当時 C が知っていたときは、B は、当該マンションの所有権を取得することができる。</p> <p>エ B の妻 A は、B の実印を無断で使用して、A を代理人とする旨の B 名義の委任状を作成した上で、B の代理人として B 所有の土地を C に売却した。この場合、A に売却の権限がなかったことにつき C が善意無過失であったときは、C は、当該土地の所有権を取得することができる。</p> <p>オ B は、社団法人であり、その定款において、その所有する不動産を売却するに当たっては理事会の事前の承認を要するものとされていたところ、B の理事である A は、理事会の承認を経ることなく、B 所有の土地を C に売却した。この場合、C は、上記定款の定めがあることを知っていたときは、過失なく理事会の承認を経たものと誤信した場合でも、当該土地の所有権を取得することが出来ない。</p> <p>1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ</p>	
51	<p>昭和 54 年第 13 問</p> <p>代理に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 法定代理人は、復代理人を選任することができない。</p> <p>(2) 委任による代理人は、いつでも復代理人を選任することができる。</p> <p>(3) 代理人は、能力者であることを要する。</p> <p>(4) 復代理人は、代理人の名において代理行為をする。</p> <p>(5) 復代理権は、本人の死亡によって消滅する。</p>	

52	<p>昭和 61 年第 8 問</p> <p>復代理に関する次の記述中、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 委任による代理人は、本人が特に反対の意思を表示しない限り、復代理人を選任することができる。</p> <p>(2) 委任による代理人は、復代理人を選任したときは、自ら代理行為をすることができない。</p> <p>(3) 委任による代理人が、本人の承諾を得て復代理人を選任した場合において、その選任につき相当の注意を払ったときは、復代理人の行為について本人に対して責任を負うことはない。</p> <p>(4) 法定代理人は、復代理人を選任したときは、やむを得ない事由によりその選任をした場合を除き、その選任及び監督につき過失がなかった場合であっても、復代理人の行為について本人に対して責任を負う。</p> <p>(5) 復代理人は、代理行為をするに当たっては、本人のためにすることを示すほか、自己を選任した代理人の名を示すことを要する。</p>	
53	<p>平成 4 年第 2 問</p> <p>委任による代理人の復代理に関する次の記述中、正しいものはいくつあるか。</p> <p>(ア) 代理人は、やむを得ない事由があるときは、本人の許諾を得なくても、復代理人を選任することができる。</p> <p>(イ) 復代理人が代理行為をするに当たっては、代理人のためにすることを示さなければ、代理行為としての効力を生じない。</p> <p>(ウ) 代理人が復代理人を選任したときは、代理人は、代理権を行使することができない。</p> <p>(エ) 代理人は、本人の許諾を得て復代理人を選任したときは、その選任及び監督について本人に対し責任を負う。</p> <p>(オ) 復代理人の代理権は、代理人の代理権が消滅しても、消滅しない。</p> <p>(1) 1            (2) 2            (3) 3            (4) 4            (5) 5</p>	
54	<p>平成 19 年第 5 問</p> <p>次の対話は、A が B に売買契約締結のための代理権を授与した場合における本人 A、代理人 B 及び復代理人 C の三者の法律関係に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>教授： 代理人 B が復代理人 C を選任する行為は、どのように行われますか。</p> <p>学生： ア 復代理人の選任行為は、代理人の代理行為の一環として行われるものですから、代理人は、復代理人を選任する際、本人のためにすることを示して行う必要があります。したがって、代理人 B は、本人 A の名で復代理人 C を選任します。</p> <p>教授： 復代理人 C が選任されると、代理人 B の代理権はどのようになりますか。</p> <p>学生： イ 復代理人は、代理人の権限の範囲内で直接本人を代理しますので、代理人の権限と復代理人の権限が重複してしまいます。そこで、復代理人 C が選任されると、代理人 B の代理権は停止し、復代理人 C の任務が終了すると、代理人 B の代理権は復活します。</p> <p>教授： 復代理人 C が委任事務の処理に当たって金銭等を受領したとします。復代理人 C は、この受領した金銭をだれに引き渡す義務を負いますか。</p> <p>学生： ウ 復代理人 C は、委任事務の処理に当たって、本人 A に対して受領物を引き渡す義務を負うほか、代理人 B に対しても受領物を引き渡す義務を負います。もっとも、復代理人 C が代理人 B に受領物を引き渡したときは、本人 A に対する受領物引渡義務は、消滅します。</p> <p>教授： 代理人 B は、復代理人 C を解任することができますか。</p> <p>学生： エ 解任することができます。ただし、復代理人 C が本人 A の許諾を得て選任された者である場合には、本人 A の同意がなければ、代理人 B は、復代理人 C を解任することができません。</p>	

	<p>教授： 代理人Bが死亡した場合には、復代理人Cの代理権はどのようになりますか。</p> <p>学生： オ 復代理人の代理権は、代理人の代理権を前提としていますから、代理人Bが死亡してその代理権が消滅した場合には、復代理人Cの代理権も消滅します。このことは、復代理人Cが本人Aの指名に従って選任された場合も同じです。</p> <p>1 アイ    2 アエ    3 イオ    4 ウエ    5 ウオ</p>	
55	<p>昭和 60 年第 20 問</p> <p>甲から売買契約締結の代理権を与えられた乙は、その代理権の範囲内で丙と売買契約を締結したが、その際、甲のためにすることを示さなかった。この場合に関する次の記述中、民法の規定のみを前提として考えて正しいものはどれか。但し、記述中の(ア)(イ)(ウ)の事実は次のとおりである。</p> <p>(ア) 乙と丙とが売買契約を締結した。</p> <p>(イ) 乙はあらかじめ甲から丙と売買契約を締結することについて代理権を与えられていた。</p> <p>(ウ) 売買契約締結の際、乙には甲のためにする意思があり丙もこれを知っていた。</p> <p>(1) 甲は、丙に対し(ア)及び(イ)の事実を主張立証すれば、売買契約に基づく履行を請求することができる。</p> <p>(2) 丙は、乙に対し(ア)の事実を主張立証すれば売買契約に基づく履行を請求することができるが、これに対し、乙は、(イ)及び(ウ)の事実を主張立証すれば丙の請求を排除することができる。</p> <p>(3) 乙は、丙に対し(ア)の事実を主張立証すれば売買契約に基づく履行を請求することができるが、これに対し、丙は、(イ)の事実を主張立証すれば乙の請求を排除することができる。</p> <p>(4) 丙は、甲に対し(ア)及び(ウ)の事実を主張立証すれば、売買契約に基づく履行を請求することができる。</p> <p>(5) 丙は、(ア)(イ)及び(ウ)の事実を主張立証しても、甲に対し売買契約に基づく履行を請求することができない。</p>	
56	<p>昭和 57 年第 3 問</p> <p>甲は、乙に対して家屋を購入する代理権を与え、乙は丙との間で、甲のためにすることを示して特定の家屋の購入契約を締結したが、その家屋は丁所有のものであった。この場合に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 丙が自己の責めに帰すべき事由によりその契約を履行することが出来ない場合でも、乙が契約の当時その家屋が丙の所有でないことを知っていたときは、甲は、丙に対して損害賠償を請求することができない。</p> <p>(2) 契約の際、丙は乙に対してその家屋が自己のものであると偽っていたが、乙はそれが丁所有のものであることを知っていた場合には、甲は、詐欺を理由としてその契約を取消することができない。</p> <p>(3) その契約が丙の詐欺による場合でも、甲がそのことを知った後、丙に対してその契約の履行を請求したときは、甲は、詐欺を理由としてその契約を取消することができない。</p> <p>(4) 丙が自己の責めに帰すことの出来ない事由によりその契約を履行することができない場合でも、甲及び乙共に契約の当時その家屋が丙の所有でないことを知らなかった時は、甲は、丙に対して損害賠償を請求することができる。</p>	
57	<p>昭和 57 年第 5 問</p> <p>無権代理人の行為が表見代理とならない場合に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 本人は、無権代理人に対して追認する旨の意思表示をしたときは、相手方がそのことを知らなくても、相手方に対して追認の効果を主張することができる。</p>	

	<p>(2) 本人が無権代理人に対して追認する旨の意思表示をしたとしても、相手方は、本人からその旨の通知を受けない限り、追認の効果を主張することができない。</p> <p>(3) 無権代理人がした相手方のない単独行為は、本人が追認しても、効力を生じない。</p> <p>(4) 無権代理人がした契約解除の意思表示は、その意思表示の当時、代理権のない者が意思表示をすることにつき相手方が異議を述べた場合であっても、本人が追認すれば、効力を生ずる。</p> <p>(5) 判例によれば、無権代理人がした契約は、その無権代理人が本人を相続したからといって、当然に効力を生ずるものではない。</p>	
58	<p>昭和 58 年第 1 問</p> <p>甲から代理権を与えられたことがないにもかかわらず、乙が甲の代理人として丙との間で不動産を買い受ける旨の契約を締結した場合に関する、次の記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 丙がその契約の当時乙が代理権を有しないことを知っていた時は、丙が甲に対してその契約を追認するかどうかを確答するよう催告し、甲が相当の期間内に確答しなかったとしても、甲が追認を拒絶したものとみなされることはない。</p> <p>(2) 丙は、その契約の当時乙が代理権を有しないことを知っていた時でも、その契約を取消することができる。</p> <p>(3) 甲が丙に対してその契約の目的物の引渡しを請求した時でも、その契約を追認したことにはならない。</p> <p>(4) 甲が乙に対し、その契約の追認の意思表示をした場合において、丙がその事実を知った時は、丙は、その契約を取消することができない。</p> <p>(5) 甲がその契約を追認した後でも、丙は、乙に対してその売買代金の支払の請求をすることができる。</p>	
59	<p>昭和 55 年 17 問</p> <p>甲は乙に対して甲所有の A 土地を売却する代理権を与えたところ、乙は勝手に甲の代理人として丙との間で甲所有の B 土地を売り渡す契約をした。この場合に関する次の記述中、誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 丙が甲に対し相当の期間を定めて、その契約を追認するか否かを返答するよう催告したにもかかわらず、甲が返答しないままその期間を経過したときは追認を拒絶されたものとみなされる。</p> <p>(2) 甲がその契約の追認を拒絶したときは、乙が未成年者でその法定代理人の同意を得ないでその契約をした場合においても、丙は乙に対して履行又は損害賠償の請求をすることができる。</p> <p>(3) A 土地の売却についての代理権が消滅したのちに乙がその契約をした場合であっても、B 土地の売却について表見代理の成立する余地がある。</p> <p>(4) 丙がその契約を取消したのちは、甲はこれを追認することはできない。</p> <p>(5) 甲が乙に対しその契約の追認の意思表示をしても、丙がそれを知るまでは、丙はその契約を取消することができる。</p>	
60	<p>昭和 62 年第 2 問</p> <p>甲は、乙に対し自己所有のカメラの質入れに関する代理権を授与したところ、乙は、丙に対しこのカメラを甲の代理人として売却した。この場合に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 乙が、カメラを現実に所持していたとしても、丙は、乙に売却権限があると信ずべき正当の理由を有するとは限らない。</p> <p>(2) 丙が、甲に対し相当の期間を定めてその期間内に追認するかどうかを催告し、これに対して、甲が追認を拒絶したとしても、丙は、表見代理の成立を主張することができる。</p> <p>(3) 甲は、丙の催告に基づき乙の無権代理行為を追認したときは、乙に、その受け取った売却代金の引渡しを請求することができるが、これとは別に損害賠償の請求をすることはできない。</p> <p>(4) 丙が、乙に代理権のないことを過失により知らなかったため、乙に対</p>	

	<p>し代金を支払ったときは、丙は、甲の追認がない限り、契約を取消して代金の返還請求をすることができる。</p> <p>(5) 丙は、乙に対し無権代理人であることを理由に損害賠償の請求をしたときは、もはや、乙に対し履行の請求をすることができない。</p>	
61	<p>平成3年1問</p> <p>甲からコピー機の賃借に関する代理権を与えられた乙は、その代理権限の範囲を超えて、甲の代理人として丙との間でコピー機を買い受ける旨の契約を締結した。この事例に関する次の記述中、誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 丙が乙に売買契約締結の代理権があると信ずべき正当の理由があれば、甲は、丙からの売買代金の請求を拒むことができない。</p> <p>(2) 丙が乙に売買契約締結の代理権がないことを知っていたときは、丙は、代理権がないことを理由として売買契約を取り消すことができない。</p> <p>(3) 丙が乙に売買契約締結の代理権がないことを知っていたときは、丙は、甲に対して売買契約を追認するかどうかを確答するように催告することができない。</p> <p>(4) 丙が乙に売買契約締結の代理権がないことを知っていた場合において、甲が売買契約の追認を拒絶するときは、丙は、甲、乙のいずれに対しても売買代金の支払を請求することができない。</p> <p>(5) 乙が未成年者であるときは、丙がその事実を知っていたか否かにかかわらず、丙は、乙に対して履行又は損害賠償を請求することができない。</p>	
62	<p>平成6年第4問</p> <p>代理に関する次の記述申、判例の趣旨に照らし、正しいものはいくつあるか。</p> <p>(ア) 代理人が自己又は第三者の利益を図るため代理権の範囲内の行為をした場合には、相手方が代理人のそのような意図を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかったときに限り、本人は、その代理人の行為につき責任を負う。</p> <p>(イ) 無権代理人は、相手方が無権代理人に対して民法第117条の規定によりした履行請求に対して、表見代理が成立することを主張立証して自己の責任を免れることはできない。</p> <p>(ウ) 妻が夫の代理人として第三者とした法律行為は、妻が夫から特に代理権を与えられておらず、かつ、その法律行為が日常の家事に関するものでない場合であっても、第三者においてその行為がその夫婦の日常の家事に関する法律行為に属すると信ずるにつき正当の理由があるときは、夫に対して効力を生ずる。</p> <p>(エ) 代理人の代理権が消滅した後にその者がした無権代理行為につき民法第112条の表見代理が成立するためには、代理権が消滅する前にその代理人が当該本人を代理して相手方と取引行為をしたことがあることを要する。</p> <p>(オ) 本人が無権代理人を相続した場合であっても、無権代理行為の追認を拒絶したときは、本人は、無権代理人が相手方に対して負うべき履行又は損害賠償の債務を相続することはない。</p> <p>(1) 1      (2) 2      (3) 3      (4) 4      (5) 5</p>	
63	<p>平成8年第3問</p> <p>「無権代理人が本人を他の相続人と共に相続した場合において、無権代理行為を追認する権利は、その性質上相続人全員に不可分的に帰属するところ、無権代理行為の追認は、本人に対して効力を生じていなかった法律行為を、本人に対する関係において有効なものにするという効果を生じさせるものであるから、共同相続人全員が共同してこれを行わない限り、無権代理行為が有効となるものではない」との見解と明らかに矛盾する見解は次の記述中どれか。</p> <p>1 無権代理人が本人を相続したときには、無権代理人としての資格と本人の相続人としての資格が融合し、無権代理行為が無権代理人の相続分</p>	

	<p>の限度で有効となる。</p> <p>2 無権代理行為の追認は、共同相続人に準共有されている追認権又は追認拒絶権の処分に当たる。</p> <p>3 共同相続人のうち無権代理人を除く他の相続人の全員が追認をした場合に無権代理人が追認を拒絶することは、信義則上許されない。</p> <p>4 無権代理人以外の共同相続人の一人が追認を拒絶した場合であっても、相手方は、無権代理人に対して無権代理人としての責任を追及することができる。</p> <p>5 共同相続人の全員が追認をした場合には、相手方は、無権代理人の責任を追及することができない。</p>	
64	<p>平成9年第3問</p> <p>無権代理人がした契約の追認に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>1 本人が無権代理人に対して契約を追認した場合でも、相手方は、その追認があったことを知らないときは、無権代理であることを理由として契約を取り消すことができる。</p> <p>2 本人は、無権代理人が本人の利益を図る意思で契約した場合に限り、契約を追認することができる。</p> <p>3 相手方が本人に対して相当の期間を定めて契約を追認するか否かを催告したが、応答のないままその期間が経過した場合、本人は、契約を追認したものとみなされる。</p> <p>4 本人は、契約を遡及的に有効とするか、将来に向かってのみ有効とするかを選択して、契約を追認することができる。</p> <p>5 本人は、契約の追認を拒絶した後でも、改めて契約を追認することができる。</p>	
65	<p>平成10年第2問</p> <p>無権代理と表見代理との関係について、「無権代理人の責任の要件と表見代理の要件がともに存在する場合においても、表見代理の主張をすると否とは相手方の自由であると解すべきであるから、相手方は、表見代理の主張をしないで、直ちに無権代理人に対し民法117条の責任を問うことができ、この場合には、無権代理人は、表見代理が成立することを抗弁として主張することはできない。」という見解がある。次のアからオまでの記述のうち、この見解の根拠となり得ないものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。</p> <p>ア 表見代理は、善意の相手方を保護するための制度である。</p> <p>イ 表見代理が成立する場合には、相手方は、有権代理が成立した場合と同様の効果を収めることができる。</p> <p>ウ 表見代理の立証は、一般に困難である場合が少なくない。</p> <p>エ 無権代理人は、自ら代理権なく代理行為をしたものである。</p> <p>オ 無権代理人の責任は、表見代理によっては保護を受けることのできない相手方を救済するためのものである。</p> <p>1 ア ウ    2 ア エ    3 イ ウ    4 イ オ    5 エ オ</p>	
66	<p>平成13年第3問</p> <p>Aが、実父Bを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから金員を借り受けた。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らして正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、Cには、Aに代理権がないことを知らなかったことに過失があるものとする。</p> <p>ア Bが死亡し、AがBを単独で相続した場合、Cは、Aに対し、貸金の返還を請求することができる。</p> <p>イ Aが死亡し、BがAを単独で相続した場合、Cは、Bに対し、貸金の返還を請求することができる。</p> <p>ウ Bが死亡し、AがBの子Dと共にBを相続した場合、Dが無権代理行為の追認を拒絶しているとしても、Cは、Aに対し、Aの相続分の限度で貸金の返還を請求することができる。</p>	

	<p>エ Bが死亡し、AがBの子Dと共にBを相続した場合、Dが無権代理行為を追認したときは、Cは、A及びDに対し、貸金の返還を請求することができる。</p> <p>オ Bが無権代理行為の追認を拒絶した後に死亡し、AがBを単独で相続した場合、Cは、Aに対し、貸金の返還を請求することができる。</p> <p>1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ</p>	
67	<p>平成15年第6問</p> <p>次の二つの事例に関する下記アからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし二つの事例の双方に当てはまるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。</p> <p>事例Ⅰ Aは、Bの承諾を得ないで、Bのためにすることを示して、B所有の絵画をCに売却した。</p> <p>事例Ⅱ Aは、Bの承諾を得ないで、自己のものであるとして、B所有の絵画をCに売却した。</p> <p>ア CがAの無権限について善意かつ無過失の場合、Cは、絵画を即時取得することができる。</p> <p>イ BがCに対して追認をすると、Cは、売却時にさかのぼって絵画の所有権を取得することになる。</p> <p>ウ BがAを相続した場合において、CがAの無権限について悪意のときは、Bは、絵画の引渡義務の履行を拒むことができる。</p> <p>エ Aが絵画の所有権をCに移転することができなかった場合において、CがAの無権限について悪意のときは、Cは、Aに対し、売買契約の債務不履行に基づく損害賠償請求をすることはできない。</p> <p>オ Aは、自分が無権限であることについて善意である場合において、絵画の所有権をCに移転することができないときは、Cとの売買契約を解除することができる。</p> <p>1 アイ      2 アエ      3 イウ      4 ウオ      5 エオ</p>	
68	<p>平成17年第5問</p> <p>表見代理が成立する場合においても無権代理人の責任に関する規定が適用されるか否かについては、適用を肯定する見解（甲説）と適用を否定する説（乙説）とがある。次のアからオまでの記述のうち、「この見解」が甲説を指すものの組み合わせは、後記1から5までのうちどれか。</p> <p>ア この見解は、本人及び無権代理人のいずれかについても無権代理行為の相手方からの責任の追及を免れさせる理由がないと考えられることをその根拠とする。</p> <p>イ この見解は、無権代理人の責任を、表見代理が成立しない場合の補充的責任であると位置付ける。</p> <p>ウ この見解は、無権代理行為の相手方に対して、有権代理の場合以上の保護を与える必要はないと考えられることをその根拠とする。</p> <p>エ この見解に対しては、表見代理が成立する場合において紛争を最終的に解決するためには、無権代理行為の相手方が本人に対し、さらには、本人が無権代理行為に対し、それぞれ訴えを提起しなければならない、紛争の解決方法としてう遠であるとの指摘がある。</p> <p>オ この見解は、表見代理が成立するか否かは不確実であるから、無権代理行為の相手方が本人に対して常に表見代理の主張をしなければならないとすると、無権代理行為の相手方に過大な負担を課することになることをその根拠とする。</p> <p>1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ</p>	
69	<p>平成14年第2問</p> <p>Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすることを示して、Cとの間でB所有の甲土地を売却する旨の契約（以下「本件売買契約」という。）</p>	



を締結した。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らして誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Bは、Aから甲土地の売買代金の一部を受領した。この場合、Bは、Aの無権代理行為を追認したものとみなされる。

イ Cは、Bに対し、本件売買契約を取り消すとの意思表示をした。この場合、Cは、Aに対し、無権代理人としての責任を追及して本件売買契約の履行を求めることができる。

ウ CがAに対し、無権代理人としての責任を追及した。この場合、Aは、自己の代理行為につき表見代理が成立することを主張して無権代理人としての責任を免れることができる。

エ Cは、本件売買契約を締結したときに、Aに代理権がないことを知っていた。この場合、Cは、本件売買契約を取り消すことはできない。

オ Cは、Aに対し、無権代理人の責任に基づく損害賠償を請求した。この場合、Cは、甲土地を転売することによって得られるはずであった利益に相当する額を請求することができる。

1 アエ

2 アオ

3 イウ

4 イエ

5 ウオ

70 平成20年第6問

次の記述は、無権代理と相続に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし誤っているもの組合せは、後記1から5までのうちどれか

教授： 無権代理人が、父親Bを代理して、第三者Cに対し、B所有の不動産を売り渡したという事例を前提として、無権代理と相続について考えてみましょう。

学生： まず、Bが追認も追認拒絶もしないまま死亡し、AがBを単独相続した場合、BC間の売買契約の効力はどうなりますか。

教授： ア この場合、無権代理人が本人の地位を単独相続し、本人と無権代理人の地位が同一に帰するに至っていますので、BC間の売買契約は当然に有効になります。

教授： Bが、死亡する前に、Cに対してAの無権代理行為の追認を拒絶していた場合には、どうなりますか。

学生： イ 無権代理人が行った行為は、本人が追認を拒絶すれば無権代理行為の効力が本人に及ばないことが確定しますので、本人であるBが無権代理行為の追認を拒絶した場合には、その後無権代理人であるAが本人であるBを相続したとしても、BC間の売買契約は当然に有効なものではありません。

教授： それでは、Bが追認も追認拒絶もしないまま死亡し、Bの子であるA、D及びEが共同相続をした場合には、どうなるのでしょうか。

学生： ウ この場合、無権代理人が本人の地位を共同相続した場合です。で、他の共同相続人全員が共同して無権代理行為を追認しない限り、無権代理人の相続分に相当する部分においても、BC間の売買契約は当然に有効となるものではありません。

教授： では、Aが死亡してBがAを単独で相続した場合は、どうでしょうか。

学生： エ この場合、無権代理人の地位を相続した本人が無権代理行為の追認を拒絶しても、何ら信義に反するところはありませんから、BC間の売買契約は当然に有効となるものではありません。また、BがAの民法第117条による無権代理人の責任を相続することはありません。

教授： では、Aが死亡し、B及びAの母親Fが共同相続した後、Bが追認も追認拒絶もしないまま死亡し、FがBを単独相続した場合は、どうでしょうか。

学生： オ この場合、無権代理人の地位を本人と共に相続した者が、さらに本人の地位を相続していますが、その者は、自ら無権代理行為をしたわけではありませんから、無権代理行為を追認することを拒絶しても、何ら信義に反するところはないため、BC間の売買契約は当然に有効となるものではありません。

	1 アイ	2 アオ	3 イウ	4 ウエ	5 エオ
71	<p>平成7年第4問</p> <p>Aは、何らの権限もないのに、Bの代理人と称して、Cとの間にB所有の不動産を売り渡す契約を締結した。この場合におけるBの追認に関する次の記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。</p> <p>ア CがBに対して相当の期間内にAの行為につき追認をするか否かを確答すべき旨の催告をした場合において、Bがその期間内に確答をしなかったときは、Bが追認をしたものとみなされる。</p> <p>イ AC間の売買の合意が錯誤によって無効であるときは、Bは、Aの無権代理行為を追認することができない。</p> <p>ウ BがAに対して追認をする意思表示をした場合において、Cがこれを知らなかったときは、Cは、Aに対して、無権代理行為を取り消すことができる。</p> <p>エ AC間の売買の合意がされた時にAの無権限を知らなかったCがこれを取り消した後においては、Bは、追認をすることができない。</p> <p>オ BがCに対して追認をする意思表示をした場合において、契約の効力が発生する時期について別段の意思表示がされなかったときは、契約の効力は、追認をした時から生じる。</p> <p>1 ア ウ 2 ア オ 3 イ エ 4 イ オ 5 ウ エ</p>				
72	<p>平成5年第4問</p> <p>代理に関する次の記述中、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 本人が代理人に対して特定の家屋の購入を委託したが、その家屋に契約した目的を達成できない程度の隠れた瑕疵があった場合において、代理人がその瑕疵を知らなかったときには、本人がこれを知っていた場合であっても、本人はその契約を解除することができる。</p> <p>(2) 未成年者を代理人に選任した場合に、その者が代理人としてした法律行為は本人がこれを取り消すことができる。</p> <p>(3) 法定代理人は、やむを得ない事由で復代理人を選任した場合には、本人に対して責任を負うことはない。</p> <p>(4) 代理人が本人のためにすることを示さないで意思表示をした場合であっても、相手方がその本人のためにすることを知っていたときには、その意思表示は直接本人に対して効力を生ずる。</p> <p>(5) 復代理人は、代理人を代理するものであって、本人を代理するものではない。</p>				
73	<p>平成9年第2問</p> <p>代理に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。</p> <p>ア Aの代理人Bが相手方Cとの間で売買契約を締結した場合、Cの意思表示がAの詐欺によるものであったときでも、Bがその事実を知らなかった場合には、Cは、その意思表示を取り消すことができない。</p> <p>イ Aが代理人Bに特定の動産を買い受けることを委託し、BがAの指図に従って相手方Cからその動産を買い受けた場合において、Cが無権利者であることをAが知っていたときは、Bがその事実を知らず、かつ、そのことに過失がなかったとしても、その動産について即時取得は成立しない。</p> <p>ウ A・C間の取引で、Aの代理人Bが、Cの代理人Dに代理権のないことを知らないことに過失があったときでも、Aは、Dに対して無権代理人の責任を追及することができる。</p> <p>エ Aの代理人Bが自己の利益を図るために権限内の行為をした場合において、相手方CがBの意図を知ることができたときは、Aは、Cに 対</p>				

し、Bの行為について無効の主張をすることができる。  
オ Aの代理人Bの代理行為が相手方Cとの通謀虚偽表示に基づくものであった場合において、Aがそのことを知らなかったときは、Cは、Aに対し、その行為について無効の主張をすることができない。

1 ア イ      2 ア オ      3 イ エ      4 ウ エ      5 ウ オ

74 平成11年第4問

次の対話は、自己契約・双方代理の禁止に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからクまでの学生の回答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授：民法第108条の規定によって保護される利益は何だと考えますか。

学生：ア 不当な契約を一般的に防止しようとする公益だと考えます。

イ 不当な契約から生ずる損害を避ける当事者の利益だと考えます。

教授：それでは、民法第108条に違反してされた法律行為の効力はどうなりますか。

学生：ウ 無効となり、追認をすることはできません。また、本人が事前に双方代理の行為について同意を与えることはできません。

エ 無権代理となり、追認をすることができます。また、本人が事前に双方代理の行為について同意を与えていれば、代理行為の効力は本人に及びます。

教授：それでは、法律行為の代理人の選任をその相手方に委任する契約の効力はどうなりますか。

学生：オ 法律行為の内容や委任契約がされた経緯などから、代理人の選任の委任が無効とされる場合があります。

カ 相手方や相手方と同一の代理人を代理人として選任することをしなければ、その代理人の代理権が否定されることはありません。

教授：不動産の所有権移転の登記の申請について、同一の司法書士が登記権利者と登記義務者の双方の代理をすることが可能とされているのは、なぜですか。

学生：キ 登記の申請について、同一人が登記権利者と登記義務者の双方の代理をすることは、原則として民法第108条に違反するので、許されませんが、申請者双方の同意を得ている場合には、それが許されるからです。

ク 登記の申請は、既に効力を生じた権利変動の公示を申請する行為であり、民法第108条ただし書にいう「債務ノ履行」に準ずる行為に当たるからです。

1 アウオキ      2 アエカク      3 イウカキ  
4 イエオキ      5 イエオク

75 平成12年第3問

Aは、Bの代理人として、Cとの間で金銭消費貸借契約及びB所有の甲土地に抵当権を設定する旨の契約（以下両契約を合わせて「本契約」という。）を締結した。この場合における次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。

1 Aが未成年者であることについて、Cは本契約が締結された当時から知っていたが、Bは本契約の締結後に知った場合、Bは、Aの無能力を理由として本契約を取り消すことができる。

2 BがAに対し、代理人として金銭消費貸借契約を締結する権限は与えていたが、甲土地に抵当権を設定する権限は与えておらず、Cもこれを知っていた場合、Bが追認をしない限り、設定した抵当権は無効である。

3 Aが借入金を着服する意図でCとの間で本契約を締結し、Cから受領した借入金を費消したが、CもAの意図を知っていた場合、設定した抵当権は無効である。

4 本契約がAのCに対する詐欺に基づくものである場合、Bがこれを過失なく知らなくても、Cは、本契約を取り消すことができる。

5 本契約が第三者DのAに対する強迫に基づくものである場合、Cがこ

	れを過失なく知らなくても、Bは、本契約を取り消すことができる。	
76	<p>昭和56年第1問</p> <p>未成年者甲が、その所有する土地について、法定代理人乙の同意を得ないで、買主丙との間で売買契約を締結した場合、これに関する次の記述中誤っているものはどれか。</p> <p>(1) 甲が成年に達したのち、売買代金債権を他人に譲渡したときは、甲は、売買契約を取消すことができない。</p> <p>(2) 甲が丙に対して詐術を用いて、自分が成年者であることを信用させたうえ、売買契約を締結したものであるとき、甲は、売買契約を取消すことができない。</p> <p>(3) 甲が丙から土地の所有権移転の登記手続をするよう催告されたのに対し、乙がそれを知りながら直ちに異議を述べなかったときは、乙は、売買契約を取消すことができない。</p> <p>(4) 乙が丙に対して売買代金の支払いを請求したときは、乙は、売買契約を取消すことができない。</p> <p>(5) 丙が乙に対して、1月以上の期間内に売買契約を追認するか否かを確答すべき旨を催告したが、乙がその期間内に確答を発しないときは、乙は、売買契約を取消すことができない。</p>	
77	<p>平成4年第7問</p> <p>追認に関する次の記述中、判例の趣旨に照らし、正しいものの組合せは、後記(1)から(5)までのうちどれか。</p> <p>(ア) Aが未成年者Bに建物を売却し、その後にBが成年に達した場合において、AがBに対して追認をするかどうか確答するよう催告し、Bが所定の期間内に確答を発しないときは、追認をしたものとみなされる。</p> <p>(イ) Aが被保佐人Bに金銭を貸付け、その後にBについての保佐開始の審判が取り消された場合において、BがAに対して新たに担保を提供したときは追認をしたものとみなされる。</p> <p>(ウ) AがBから何ら代理権を与えられていないのにBの代理人と称してB所有の不動産をCに売却する契約を締結した場合において、CがBに対して追認をするかどうか確答するよう催告し、Bが所定の期間内に確答を発しないときは、追認をしたものとみなされる。</p> <p>(エ) Aの詐欺により、BがAから旧式の乗用自動車を高額で買い受けた場合において、Bが詐欺であることに気がつかないままその自動車を他人に譲渡したときは、追認をしたものとみなされる。</p> <p>(オ) Aの子であるBがAから何ら代理権を与えられていないのにAの代理人と称してA所有の不動産をCに売却する契約を締結した場合において、Aが死亡し、Bが相続したときは、Bは、追認を拒絶することができる。</p> <p>(1) (ア) (イ)                      (2) (ア) (ウ)                      (3) (イ) (エ)  (4) (ウ) (オ)                      (5) (エ) (オ)</p>	
78	<p>平成12年第1問</p> <p>次の対話は、取り消し得べき法律行為の追認に関する教授と学生の対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。</p> <p>教授：Aは、Bの詐欺により錯誤に陥り、Bから、ある動産を買い受ける旨の売買契約を締結しましたが、その後に、Bの詐欺が発覚したため、Aは、売買契約を取り消したいと考えています。Aは、いつまでに取り消さなければなりませんか。</p> <p>学生：ア 売買契約を締結した時から5年を経過すると、取消権は時効により消滅してしまいますので、それまでに取り消す必要があります。</p> <p>教授：設例の売買契約の締結後に、Bが売買代金請求権をCに譲渡し、その旨をAに通知したとします。Aとしては、Bの詐欺にもかかわらず、売買契約を追認しようと考えている場合、追認の意思表示は誰に対して行</p>	

うことになりませんか。

学生：イ 追認とは、取り消し得べき法律行為の効力を有効に確定する旨の意思表示であり、その意思表示は取り消し得べき法律行為の相手方に対してするものですので、設例の場合には、Cに対してではなく、Bに対してしなければなりません。

教授：それでは、以下は、法定追認について聞きます。まず、AがCから売買代金の弁済を請求された場合、この請求を受けたという事実をもってAは追認をしたものとみなされますか。

学生：ウ 取消権者であるAが、履行の請求をされただけでは、法定追認があつたことにはなりません。

教授：Aが売買代金を弁済する前にBから売買の目的物である動産の引渡しを受けた場合は、どうですか。

学生：エ この場合も、Aは、Bによる債務の履行を受領しただけであり、自らの債務を履行したわけではないので、法定追認には当たりません。

教授：AがCからの強制執行を免れるために売買代金を弁済した場合は、どうですか。

学生：オ 売買代金の弁済は、Aが債務者として履行しなければならないことですが、追認する趣旨ではないことを示した上で弁済をしていれば、追認をしたものとはみなされません。

1 アエ          2 アオ          3 イウ          4 イオ          5 ウエ

79 平成16年第6問

次の対話は、無効及び取消しに関する学生の対話である。次の(ア)から(オ)までの下線部分の発言のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

学生 A：ある法律行為の効力が否定される場合として、「無効」と「取消し」とがある。「無効」である法律行為は、その効果が当初から生じないから、既に給付をした場合には、相手方に対して不当利得返還請求をすることができる。これに対して、(ア)「取消し」が可能な法律行為は、取り消されない限り一応有効とされるから、取り消されるまでは不当利得返還請求権は発生しない。ここに違いがあることになる。

学生 B：(イ)「無効」は、永久に主張することができるけれど、「取消し」は、行為の時から5年が経過すると主張することができなくなるという点も違うね。

学生 A：「無効」と「取消し」を主張することができる者の範囲は、どうか。

学生 B：「取消し」が可能な法律行為は、取消権者によってのみ取り消すことができるので、だれからでも「取消し」を主張することができるものではないよ。これに対して、「無効」である法律行為は、何人の主張も待たず、絶対的に効力のないものと扱われるから、(ウ)「無効」を主張することができる者や「無効」を主張することができる相手方が限定される場合はないよ。

学生 A：ところで、「取消し」が可能な法律行為については、民法は、追認によって初めから有効であったものとみなすとしているよね。「無効」である法律行為についても、「無効」であることを知って追認した場合には、初めから有効であったものとみなされるのだったかな。

学生 B：(エ)「無効」である法律行為を追認した場合には、新たな行為をしたものとみなされ、初めから有効であったとされることはないのが原則だが、無権代理行為を追認したときは、初めから有効であったものとみなされるよ。

学生 A：取消権者が義務を履行した場合には、相手方は、その法律行為はもはや取り消されないものと考えたから、その信頼を保護する必要があるね。

学生 B：その場合にも追認をしたものとみなされて、取り消すことができなくなるよ。ただ、相手方が信頼を抱くのは、取消権者が積極的な行為をした場合に限られるから、(オ)相手方が履行をして取消権者がこれを受領しても、それだけでは追認とみなされないよ。

	1 (ア) (エ) 2 (ア) (オ) 3 (イ) (ウ) 4 (イ) (オ) 5 (ウ) (エ)	
80	<p>昭和 62 年第 3 問</p> <p>成年被後見人甲は、単独で、その所有する建物を代金 400 万円で乙に売却し、この代金のうち 30 万円を丙に対する債務の返済に充てたうえ、200 万円を遊興費に、120 万円を生活費にそれぞれ使い、残りの 50 万円を所持している。この場合において、甲の後見人が乙に対し建物の売買契約を取消したときに、甲が乙に返還すべき金額は、次のうちどれか。</p> <p>(1) 400 万円  (2) 280 万円  (3) 200 万円  (4) 80 万円  (5) 50 万円</p>	
81	<p>昭和 53 年第 2 問</p> <p>次に掲げる取消のうち、裁判によることを必要としないものはどれか。</p> <p>(1) 後見開始の審判の取消  (2) 失踪宣告の取消  (3) 法人設立許可の取消  (4) 婚姻の取消  (5) 協議離婚の取消</p>	
82	<p>平成 5 年第 8 問</p> <p>甲所有の高価な壺の乙に対する売却に関する法律関係についての次の記述中、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 甲は、乙の詐欺により壺を売却したが、その数日後に詐欺を理由に売買契約を取り消した。その後、6 年が経過した場合でも、甲は、乙に対して壺の返還を請求することができる。</p> <p>(2) 甲は未成年者であるが、親権者丙の同意を得ないで乙に壺を売却した場合には、甲は、成年者となる前は、丙の同意を得たときでも、売買契約を追認することができない。</p> <p>(3) 甲は、成年被後見人であるが、乙に壺を売却した。甲は、後見人丙の同意を得ていたから、その売買契約を取り消すことができない。</p> <p>(4) 甲は、未成年者であるが、親権者丙の同意を得ないで、乙に壺を売却した。その後、丙がその売買契約を追認したときは、当該売買契約は追認のときから有効となる。</p> <p>(5) 甲は、被保佐人であるが、保佐人丙の同意を得ないで、乙に壺を売却した。甲は、丙の同意がなければ、自ら売買契約を取り消すことはできない。</p>	
83	<p>昭和 54 年第 22 問</p> <p>法律行為の条件に関する次の記述のうち、誤りはどれか。</p> <p>(1) 不法行為をしないことを条件とする法律行為は無効である。</p> <p>(2) 不能の解除条件を付した法律行為は無効である。</p> <p>(3) 停止条件付法律行為は、その条件がたんに債務者の意思のみに係るときは無効である。</p> <p>(4) 条件の不成就が法律行為の当時すでに確定している場合において、その条件が停止条件である時は、その法律行為は無効である。</p> <p>(5) 条件が法律行為の当時すでに成就している場合において、その条件が解除条件であるときは、その法律行為は無効である。</p>	
84	<p>昭和 59 年第 4 問</p> <p>条件に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 解除条件付法律行為がされた場合において、その条件が成就したとき</p>	

	<p>は、その法律行為は、その法律行為の時にさかのぼって効力を失う。</p> <p>(2) 不能な事実を条件とする法律行為は、無効である。</p> <p>(3) 当事者の一方が第三者に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負ったときは他方がその賠償責任を履行する旨の契約は、無効である。</p> <p>(4) 贈与契約に、贈与者が欲するときは贈与した物を返還するものとする旨の条件を付したとしても、その贈与契約は、有効である。</p> <p>(5) 農地法所定の許可を条件とする農地の売買契約が締結された場合において、売主が故意にその許可がされることを妨げたときは、買主は、その条件が成就したものとみなして、売主にその農地の引渡しを請求することができる。</p>																					
85	<p>平成 2 年第 16 問</p> <p>条件に関する次の記述中、正しいものはどれか。</p> <p>(1) 停止条件付法律行為は、条件が成就すると、初めから効力を有していたものとみなされる。</p> <p>(2) 相殺の意思表示には、条件を付することができる。</p> <p>(3) 条件の成就により不利益を受ける当事者が、故意に条件の成就を妨げたときは、第三者は条件が成就したものとみなすことができる。</p> <p>(4) 不法行為をしないことを停止条件とする法律行為は、無効である。</p> <p>(5) 停止条件付法律行為の当時、条件が成就しないことが確定していた場合において、当事者がそのことを知らなかったときは、その行為は、無条件の法律行為とみなされる。</p>																					
86	<p>平成 14 年第 3 問</p> <p>次の対話は、条件と期限に関する学生 A と B との対話である。( ) 部分に挿入する語句を下記語群の中から選択して対話を完成させた場合、一度も使用されない語句の組合せとして最も適切なものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。ただし、一つの語句を複数回使用してもよい。</p> <p>学生 A：条件と期限とは、どこが違うの。例えば、事業が軌道にのったら返すという約束で、X が Y から無償で住宅を提供してもらったときは、どう考えればいいの。</p> <p>学生 B：この約束は、Y から X に対し ( ) 付の ( ) がされたと考えるべきで、事業が軌道にのる見込みがなくなったら、X は Y に住宅を返さなければならない。</p> <p>学生 A：でも、将来事業が軌道にのるかどうかは確実ではないから、Y から X に対する ( ) 付の ( ) がされたとみることもできるような気がするんだけど。</p> <p>学生 B：どちらの考え方でも、( ) 場合に X が Y に住宅を返さなければならない点は、同じだよな。でも、君のように考えると、( ) 場合を除き、X が死亡したときは、X の相続人が住宅の所有権を取得することになるよね。</p> <p>語群：確定期限 不確定期限 解除条件 停止条件 使用貸借 贈与 事業の成功が確定した 事業の失敗が確定した</p> <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>確定期限</td> <td>停止条件</td> <td>事業の失敗が確定した</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>不確定期限</td> <td>停止条件</td> <td>贈与 事業の成功が確定した</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>不確定期限</td> <td>解除条件</td> <td>事業の成功が確定した</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>確定期限</td> <td>解除条件</td> <td>使用貸借 事業の失敗が確定した</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>確定期限</td> <td>解除条件</td> <td>事業の成功が確定した</td> </tr> </table>	1	確定期限	停止条件	事業の失敗が確定した	2	不確定期限	停止条件	贈与 事業の成功が確定した	3	不確定期限	解除条件	事業の成功が確定した	4	確定期限	解除条件	使用貸借 事業の失敗が確定した	5	確定期限	解除条件	事業の成功が確定した	
1	確定期限	停止条件	事業の失敗が確定した																			
2	不確定期限	停止条件	贈与 事業の成功が確定した																			
3	不確定期限	解除条件	事業の成功が確定した																			
4	確定期限	解除条件	使用貸借 事業の失敗が確定した																			
5	確定期限	解除条件	事業の成功が確定した																			
87	<p>平成 17 年第 6 問</p> <p>条件に関する次のアからオまでの記述のうち、その ( ) 内に「停止条件」又は「解除条件」のいずれかの語をいれて文章を完成させた場合において、「停止条件」の語を入れたときにのみ適切な文章となるものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。</p> <p>ア ( ) が付された場合には、条件成就の効果は、特約がない限り条件</p>																					

成就のときに発生し、遡及しない。  
 イ 不法な行為をしないうことをもって ( ) とする法律行為は、無効である。  
 ウ 債務者の意思のみにより ( ) が成就するような法律行為は、無効である。  
 エ 社会通念上、実現が不可能な ( ) を付した法律行為は、無効である。  
 オ 法律行為の当時、既に条件が成就していた場合において、その条件が ( ) であるときは、その法律行為は、無効である。

- 1 アイ      2 アオ      3 イウ      4 ウエ      5 エオ

88 平成21年第4問

次の対話は、条件及び期限に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 法律行為をするに当たって、その効力を制約するために条件又は期限を定めることがあります。条件と期限とはどのように区別されますか。

学生：ア 発生するか否かが不確実な事実にかからせるものは条件であり、発生することが確実な事実にかからせるものは期限です。したがって、例えば、債務者が出世した時に借金を返済するといういわゆる出世払の約定は、債務に停止条件を付したものであるといえます。

教授： 条件となる事実が不法か否かは、法律行為の効力にどのような影響を与えますか。

学生：イ 不法な事実を条件とすることはできず、例えば、他人を殺害することをも条件として金員を支払う旨の契約は、無効となります。もつとも、不法な行為をしないうことを条件とする場合は、不法な結果の発生を容認することにはならないので、そのような条件を付した法律行為は、無効とはなりません。

教授： 条件の成就によって利益を受ける当事者が信義則に反するような方法で条件を成就させた場合、そのまま条件が成就したものとして扱うことは不都合に思われますが、どのように考えればよいでしょうか。

学生：ウ そのような場合には、条件の成就によって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げた場合について規定する民法第130条を類推適用して、条件が成就していないものとみなすことができます。

教授： 期限の利益を受ける者は、これを放棄することができますが、債務者と債権者の双方が期限の利益を享受している場合、債務者は、期限の利益を放棄することができますか。

学生：エ 債務者は、債権者の喪失する利益をてん補すれば、期限の利益を放棄することができます。例えば、銀行は、定期預金の預金者に対して、その返還時期までの間の約定利息を支払えば、期限の利益を放棄することができます。

教授： 解除条件が成就した場合、その条件が付された法律行為の効力はどのようになりますか。

学生：オ 解除条件が成就した場合には、当然に、その条件が付された法律行為が成立した時にさかのぼって、その法律行為の効力が消滅します。

- 1 アイ      2 アオ      3 イウ      4 ウエ      5 エオ

89 平成22年第4問

不在者に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているもの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受け、その相続人BがAから相続した不動産をCに売却して引き渡したが、その後、生存していたAの請求により当該失踪宣告が取り消された場合には、当該売買の当時Aの



生存につきBが善意であってもCが悪意であったのであれば、Aは、Cに対し、当該不動産の返還を請求することができる。

イ 家庭裁判所が不在者Aの財産管理人としてDを選任した場合において、DがA所有の財産の管理費用に充てるためにAの財産の一部である不動産を売却するときは、Dは、これについて裁判所の許可を得る必要はない。

ウ 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受けた後にAがEに100万円を貸し渡した場合は、当該金銭消費貸借契約は、当該失踪宣告が取り消されなくても有効である。

エ 不在者Aが財産管理人Dを置いた場合において、DがA所有の財産の管理を著しく怠っているときは、家庭裁判所は、Aの生存が明らかであるとしても、利害関係人の請求により、管理人の任務に適しない事由があるとしてDを改任することができる。

オ 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受け、その相続人BがAから相続した銀行預金の大部分を引き出して費消した後、生存していたAの請求により当該失踪宣告が取り消された場合には、それまでAの生存につき善意であったBは、現に利益を受けている限度において返還すれば足りる。

- 1 アウ      2 アオ      3 イエ      4 イオ      5 ウエ

90 平成22年第5問

Aの代理人であるBは、Cに対し物品甲を売却した(なお、この売却行為は、商行為には当たらないものとする。)。この事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Bが自己又は第三者の利益を図るために物品甲を売却した場合であっても、それが客観的にBの代理権の範囲内の行為であり、CがBの意思を知らず、かつ、知らないことに過失がなかったときは、Bがした意思表示は、Aに対して効力を生ずる。

イ Bは、Aのためにする意思をもってCに対し物品甲を売却したが、その際、Aの代理人であることをCに告げなかった。この場合において、BがAのためにする意思をもって売買契約を締結していたことをCが知り、又は知ることができたときは、Bがした意思表示は、Aに対して効力を生ずる。

ウ Bの意思表示がCの詐欺によるものであったときは、Bは、その意思表示を取り消すことができるが、Aは、Bによる意思表示を取り消すことができない。

エ Bは、Aのためにする意思をもってCに対し物品甲を売却したが、その際、売買契約書の売主署名欄にAの氏名のみを記載し、自己の氏名を記載しなかった。この場合において、契約書にAの氏名だけを記載することをAがBに許諾しており、Cも契約書に署名したBではなくAと契約する意思を有していたときは、Bがした意思表示は、Aに対して効力を生ずる。

オ BがAのためにする意思をもって、Aの代理人であることを示して、Cに対し物品甲を売却した場合であっても、Bが未成年者であるときは、Bがした意思表示は、Aに対して効力を生じない。

- 1 アイ      2 アウ      3 イエ      4 ウオ      5 エオ

91 平成22年第6問

次の対話は、意思表示に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 表意者が一定の法律効果を意欲する意思を表示する行為を意思表示といいます。この意思表示の例としては、どのようなものがありますか。

学生： ア 契約の申込みと承諾、さらに遺言があります。

教授：債務の履行の催告は，意思表示ですか。  
 学生：イ 債務の履行の催告により，時効が中断することがありますし，解除権の発生という効果が発生することがありますから，意思表示です。  
 教授：遺失物の拾得は，どうですか。  
 学生：ウ 遺失物の拾得により，その物の所有権を取得するなどの効果を生じることがありますが，拾得者の意思に効果を認めたものではないので，意思表示ではありません。  
 教授：指名債権譲渡の債務者に対する通知は，どうですか。  
 学生：エ 通知をすることにより，対抗要件を具備することができるので，意思表示です。  
 教授：最後に具体的な例で聞きますが，賃貸マンションの所有者である甲が，「101号室 入居者募集 甲」とだけ書いた張り紙をマンションの入口に掲示して，入居者を募集する旨を表示することは，意思表示ですか。  
 学生：オ その張り紙を見た乙が，甲に入居したいと申し出ることによって，賃貸借契約が成立しますから，意思表示です。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

92 平成 23 年第 4 問

未成年者 A が，A 所有のパソコン甲を A の唯一の親権者 B の同意なく成年者 C に売る契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した事例に関する次のアからオまでの記述のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは，後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 本件売買契約を締結するに際し，A と C との間で A の年齢について話題になったことがなかったため，A は C に自己が未成年者であることを告げず，C は A が成年者であると信じて本件売買契約を締結した場合には，A は，本件売買契約を取り消すことができない。  
 イ A が甲の引渡し後に自ら本件売買契約を取り消した場合には，その取消しが B に無断であったときでも，B は，当該取消しを取り消すことができない。  
 ウ A が，成年に達する前に本件売買契約の代金債権を第三者に譲渡した場合には，本件売買契約及び代金債権の譲渡につき B の同意がなく，かつ，追認がなかったときでも，A は，本件売買契約を取り消すことができない。  
 エ 本件売買契約の締結後に契約締結の事実を知った B が，A が成年に達する前に，C に対して甲を引き渡した場合には，当該引渡しが A に無断であったときでも，A は，本件売買契約を取り消すことができない。  
 オ A が成年に達する前に，C が B に対し 1 か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうか催告したにもかかわらず，B がその期間内に確答を発しなかったときは，A は，本件売買契約を取り消すことができない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

93 平成 23 年第 5 問

次の対話は，下記【事例】に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち，判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは，後記 1 から 5 までのうちどれか。

【事例】  
 A は，B が営む骨董屋の店内に陳列されていた彫刻甲を著名な彫刻家 C の真作であると信じて購入した。ところが，実際には，甲は，C の真作ではなかった。  
 教授：【事例】において，B が，甲が C の真作であると A に告げていた場合，A が甲の売買契約の効力を否定するためには，どのような法律構成が考えられるでしょうか。  
 学生：詐欺による取消しが考えられます。

教授： Aが詐欺による取消しを主張する場合には、Bの主観的事情について何らかの要件が必要とされていますか。

学生： ア Bの主観的事情としては、Aを欺罔して甲が真作であると誤信させようとする故意だけでなく、その誤信に基づき甲を購入する意思表示をさせようという故意があったことが必要です。

教授： では、Bは、甲がCの真作ではないことを知っており、また、AがCの真作であると信じて購入することも認識していたが、甲がCの真作ではないことをAに告げずに売った場合には、Aは、詐欺を理由として売買契約を取り消すことはできますか。

学生： イ このような場合には、AがBによる働き掛けなくして錯誤に陥っていますので、詐欺による取消しが認められることはありません。

教授： 【事例】において売買契約の効力を否定するための他の法律構成は、考えられますか。

学生： 錯誤無効を主張することが考えられます。

教授： 【事例】について錯誤無効を主張する場合には、どのような問題があると考えられますか。

学生： ウ Aは、甲がCの真作であるという錯誤に陥っていますが、Aは、店内に陳列されていた甲を買う意思でその旨の意思表示をしていますので、意思と表示に不一致はなく、動機の錯誤が問題となります。

教授： Aの錯誤が動機の錯誤だとすると、動機の錯誤に基づいて錯誤無効の主張ができるかどうかの問題になりますが、その要件について、判例は、どのような見解を採っていますか。

学生： エ 判例は、動機の表示は黙示的にされたのでは不十分であり、明示的にされ、意思表示の内容となった場合に初めて法律行為の要素となり得るとしています。

教授： 【事例】において詐欺を主張するか、錯誤を主張するかで、他に異なる点がありますか。

学生： オ 詐欺による取消しについては、A B間の売買契約を前提として新たに法律関係に入った善意の第三者を保護する規定や取消権の行使についての期間の制限の規定があるのに対して、錯誤については、このような明文の規定がないことが挙げられます。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

94 平成 23 年第 6 問

次の対話は、無権代理に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

教授： Aの代理人であると称するBが、Cとの間で、Aが所有する甲建物の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結したところ、Bが代理権を有していなかったという事例を考えてください。  
この事例において、Cは、どのような法的手段をとることが考えられますか。

学生： ア Cは、Aに対して本件売買契約を追認するか否かの催告を行うことができ、また、Aの追認がない間は、Bが代理権を有しないことについてCが善意か悪意かを問わず、契約を取り消すことができます。

教授： それでは、事例において、BがCから受け取った売買代金をA名義の預金口座に入金し、Aがこれを認識しながら6か月間そのままにしていたという場合には、Aは、なお追認を拒絶することができるでしょうか。

学生： イ 追認があったかどうかの問題になりますが、黙示の追認がなかったとしても、取り消すことができる行為の法定追認について定めた規定の類推適用により、本件売買契約を追認したものとみなされますので、Aは、もはや追認を拒絶することができなくなります。

教授： では、事例において、本件売買契約を締結した後に、Bの無権代理によるCへの甲建物の売却を知らないDに対してAが甲建物を売却し、その後、AがBの無権代理行為を追認した場合には、CとDのどちらが甲建物の所有権を取得しますか。

学生：ウ AがBの無権代理行為を追認しても、第三者の権利を害すること  
はできませんので、追認の遡及効は制限され、対抗要件の具備を問  
うまでもなくDが所有権を取得します。

教授：では、事例において、BがAの子であったと仮定し、AがBの無権  
代理行為の追認を拒絶した後に死亡し、BがAを単独相続した場合は、  
どうなりますか。

学生：エ Aが追認を拒絶することにより、Bの無権代理による売買契約の  
効力がAに及ばないことが確定しますので、その後にBがAを相続  
しても、Bは、追認拒絶の効果を主張することができます。

教授：事例において、Aが追認を拒絶した場合、Cが民法第117条第1項  
に基づいてBに対して損害賠償を請求するためには、Bに故意又は過  
失があることを立証する必要がありますか。

学生：オ 無権代理人の損害賠償責任の性質は、不法行為責任ではなく、法  
律が特別に認めた無過失責任であると考えられますので、Cは、B  
の故意又は過失を立証する必要はありません。

(参考)

民法

(無権代理人の責任)

第117条 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明す  
ることができず、かつ、本人の追認を得ることができなかつたときは、  
相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。  
2(略)

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

95 平成24年第4問  
意思表示に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正  
しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わ  
る掲示を始めた日(以下「公示の日」という。)から2週間を経過したとき  
は、公示の日に遡って相手方に到達したものとみなされる。

イ 意思表示の相手方が当該意思表示を受けた時に未成年者であった場合  
でも、その法定代理人が当該意思表示を知った後は、表意者は、当該意  
思表示をもってその相手方に対抗することができる。

ウ 法人に対する意思表示を当該法人の使用人が受けた場合において、当  
該意思表示の効力を生ずるためには、当該使用人が当該法人から当該意  
思表示の受領権を与えられていなければならない。

エ 相手方と通じて指名債権の譲渡を仮装した場合において、仮装譲渡人  
が債務者に譲渡の通知をしたときは、仮装譲渡人は、当該債権につき弁  
済その他の債務の消滅に関する行為がされていない場合でも、当該債権  
譲渡が虚偽であることを知らない債務者に対して当該債権譲渡が無効で  
あることを主張することができない。

オ 隔地者に対する契約の解除の意思表示は、表意者が通知を発した後に  
死亡した場合でも、そのためにその効力を妨げられない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

96 平成24年第5問  
条件又は期限に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照ら  
しXのYに対する請求が認められるものの組合せは、後記1から5までのう  
ちどれか。

ア Xは、Aに対する貸金債権を有していたところ、その弁済をAが結婚  
するまで猶予するため、Aとの間で、その弁済期をAが結婚する時と定  
めた。その後、Aは、結婚しないまま、死亡した。Xは、Aの唯一の相  
続人であるYに対し、当該貸金債権の弁済を請求した。

イ Yは、Xとの間で、X所有の甲カメラが壊れたら、Y所有の乙カメラ  
をXに贈与する旨を約した。その後、Xは、Xの妻であるAに甲カメラ  
を壊すように依頼し、Aが故意に甲カメラを壊した。Xは、甲カメラが

壊れたとして、Yに対し、乙カメラの引渡しを請求した。

ウ Yは、Xとの間で、Yが交際中のAと結婚したら、Y所有の甲自動車をXに贈与する旨を約した。その後、Yは、Aから結婚の申込みを受けたが、仕事の都合から回答を保留し、これがきっかけとなって、結局、YとAとの関係が破綻し、YがAと結婚する見込みはなくなった。Xは、Yに対し、甲自動車の引渡しを請求した。

エ Xは、Yに対し、利息を年1割、元本及び利息の弁済期を契約時から1年後として、金銭を貸し付けた。Xは、Yに対し、契約時から半年を経過した日に同日から弁済期までの半年分の利息の支払請求権を放棄して、当該貸金債権の元本と契約時から同日の前日までの半年分の利息の支払を請求した。

オ Yは、Xとの間で、Xが半年後に実施される資格試験に合格したら、Y所有の甲時計をXに贈与する旨を約した。その後、Yは、故意に甲時計を壊した。Xは、これを知り、当該資格試験に合格した後、Yに対し、不法行為に基づく甲時計の価額相当分の損害賠償を請求した。

1 アウ      2 アオ      3 イエ      4 イオ      5 ウ工